

## 3.2 社会的状況

### 3.2.1 人口及び産業の状況

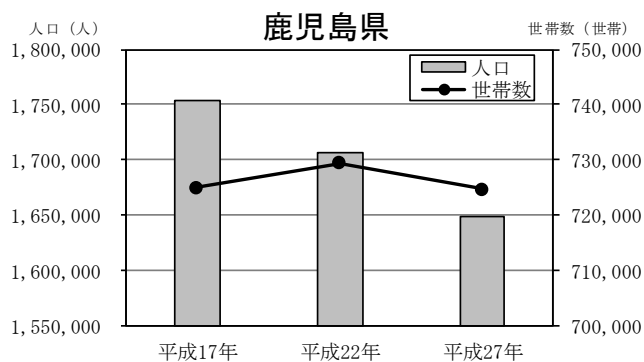
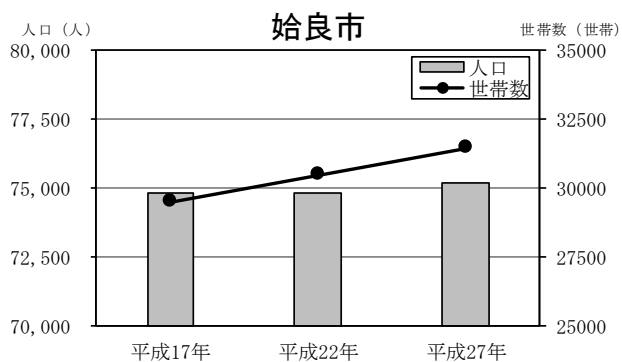
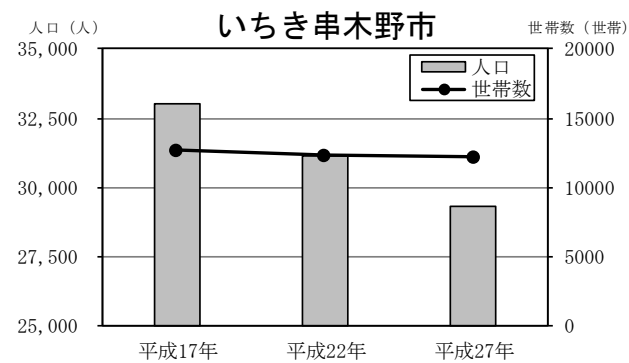
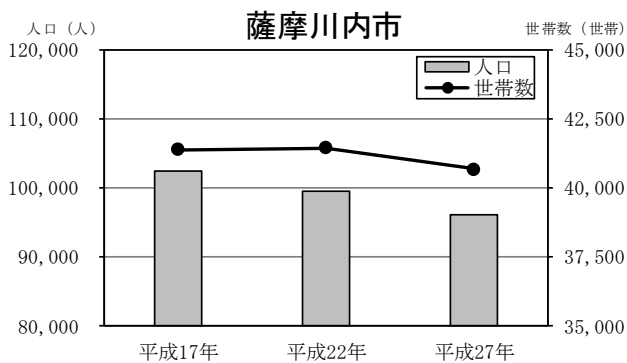
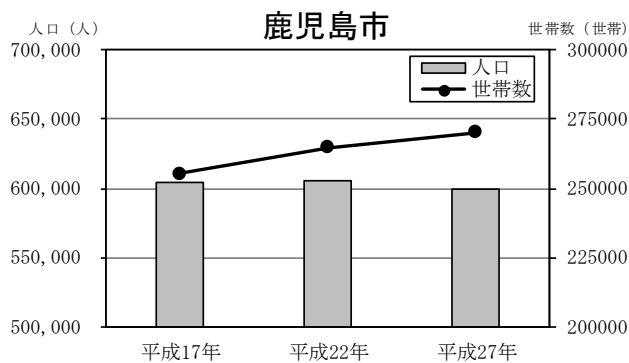
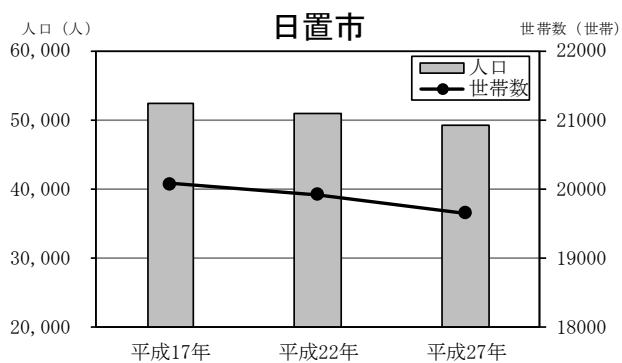
#### 1. 人口の状況

日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市、始良市及び鹿児島県の人口及び世帯数の推移は表 3.2-1 及び図 3.2-1 のとおりであり、始良市を除く全市で人口が減少している。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移

区 分	年	人口（人）			世帯数 （世帯）
		総 数	男	女	
日置市	平成 17 年	52,411	24,324	28,087	20,068
	平成 22 年	50,822	23,617	27,205	19,916
	平成 27 年	49,249	23,063	26,186	19,649
鹿児島市	平成 17 年	604,367	281,389	322,978	255,276
	平成 22 年	605,846	281,133	324,713	264,686
	平成 27 年	599,814	279,108	320,706	270,269
薩摩川内市	平成 17 年	102,370	48,195	54,175	41,387
	平成 22 年	99,589	47,062	52,527	41,449
	平成 27 年	96,076	45,926	50,150	40,686
いちき串木野市	平成 17 年	32,993	15,329	17,664	12,684
	平成 22 年	31,144	14,480	16,664	12,315
	平成 27 年	29,282	13,609	15,673	12,159
始良市	平成 17 年	74,840	34,850	39,990	29,496
	平成 22 年	74,809	34,763	40,046	30,478
	平成 27 年	75,173	35,004	40,169	31,435
鹿児島県	平成 17 年	1,753,179	819,646	933,533	725,045
	平成 22 年	1,706,242	796,896	909,346	729,386
	平成 27 年	1,648,177	773,061	875,116	724,690

〔「平成 17 年、22 年、27 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕



〔平成17年、22年、27年 国勢調査〕(総務省統計局)より作成

図 3.2-1 人口及び世帯数の推移

## 2. 産業の状況

日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市、始良市及び鹿児島県の産業別就業者数は表 3.2-2 のとおりである。平成 27 年 10 月 1 日現在の産業別就業者数の割合は、日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市、始良市ともに第三次産業の占める割合が高い。

表 3.2-2 産業別就業者数（平成 27 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、斜字：％）

産 業	日置市	鹿児島市	薩摩川内市	いちき 串木野市	始良市	鹿児島県
第一次産業	1,358 (6.3)	3,598 (1.4)	2,803 (6.3)	774 (5.8)	1,034 (3.2)	70,249 (9.5)
農 業	1,216	3,193	2,374	590	928	63,136
林 業	43	186	98	32	77	1,983
漁 業	99	219	331	152	29	5,130
第二次産業	5,208 (24.1)	40,046 (15.4)	12,889 (29.1)	3,728 (28.1)	6,454 (19.8)	143,838 (19.4)
鉱業、採石業、砂利採取業	7	50	23	22	8	531
建 設 業	2,116	22,014	4,907	1,264	2,506	62,380
製 造 業	3,085	17,982	7,959	2,442	3,940	80,927
第三次産業	15,063 (69.6)	216,355 (83.2)	28,641 (64.6)	8,757 (66.0)	25,140 (77.1)	525,606 (71.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	71	1,424	688	34	184	3,871
情報通信業	162	5,342	154	53	316	7,374
運輸業、郵便業	908	13,985	1,551	650	2,244	32,483
卸売業、小売業	3,406	52,901	6,249	1,969	5,335	118,985
金融業、保険業	318	7,977	640	178	580	14,273
不動産業、物品賃貸業	244	5,521	398	99	437	9,624
学術研究、専門・技術サービス業	431	8,813	755	243	899	17,826
宿泊業・飲食サービス業	1,135	17,578	2,530	780	1,710	44,918
生活関連サービス業、娯楽業	821	10,344	1,479	540	1,454	27,106
教育、学習支援業	1,301	15,635	1,716	501	2,103	36,111
医療、福祉	3,885	47,344	7,412	2,317	5,974	127,505
複合サービス事業	357	2,400	571	205	373	11,104
サービス業（他に分類されないもの）	1,031	16,417	2,231	603	1,672	38,114
公務（他に分類されるものを除く）	993	10,674	2,267	585	1,859	36,312
分類不能の産業	54 (0.2)	9,761 (3.6)	559 (1.2)	30 (0.2)	477 (1.4)	14,162 (1.9)
総 数	21,683	269,760	44,892	13,289	33,105	753,855

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

2. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔平成 27 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成

## (1) 農 業

日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市、始良市及び鹿児島県の主要な農作物作付（栽培）経営体数は表 3.2-3 のとおりである。

平成 27 年 2 月 1 日現在における主要な農作物作付（栽培）経営体数は、日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市及び始良市ともに稲が最も多くなっている。

表 3.2-3 主要な農作物作付（栽培）経営体数（平成 27 年 2 月 1 日現在）

（単位：経営体）

種 類	日置市	鹿児島市	薩摩川内市	いちき 串木野市	始良市	鹿児島県
稲	662	380	1,575	228	531	14,669
麦類	6	4	9	1	9	105
雑穀	46	10	10	3	5	547
いも類	154	74	49	47	24	9,394
豆類	17	19	18	8	18	623
工芸農作物	68	50	43	9	6	8,219
野菜類	283	x	324	92	152	8,657
花き類・花木	36	71	30	14	10	1,529
その他の作物	18	17	2	4	48	660

注：「x」は、個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「2015 年農林業センサス」(農林水産省 HP、閲覧：令和元年 12 月)より作成〕

## (2) 林 業

日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市、始良市及び鹿児島県の所有形態別林野面積は表 3.2-4 のとおりである。

平成 27 年 2 月 1 日現在における林野面積は、日置市では 14,706ha、鹿児島市では 29,519ha、薩摩川内市では 44,930ha、いちき串木野市では 6,885ha、始良市では 15,049ha となっている。

表 3.2-4 所有形態別林野面積（平成 27 年 2 月 1 日現在）

（単位：ha）

区 分	林野 面積計	国有林			民有林			
		小 計	林野庁	その他 官庁	小 計	独立行政 法人等	公有林	私有林
日置市	14,706	1,897	1,897	—	12,809	86	802	11,921
鹿児島市	29,519	2,739	2,739	—	26,780	145	2,647	23,988
薩摩川内市	44,930	4,017	3,816	201	40,913	983	7,972	31,958
いちき串木野市	6,885	1,262	1,262	—	5,623	—	630	4,993
始良市	15,049	825	825	—	14,224	641	1,951	11,632
鹿児島県	586,202	150,341	149,150	1,191	435,861	9,717	73,472	352,672

注：「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「2015 年農林業センサス」(農林水産省 HP、閲覧：令和元年 12 月)より作成〕

### (3)水産業

日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市、始良市及び鹿児島県の主要な漁業種類別漁獲量は表 3.2-5、魚種別漁獲量は表 3.2-6 のとおりである。

平成 29 年における漁獲量の合計は、日置市では 1,468t、鹿児島市では 645t、薩摩川内市では 1,417t、いちき串木野市では 15,759t、始良市では 194t となっている。

表 3.2-5 主要な漁業種類別漁獲量（平成 29 年）

（単位：t）

種 類	日置市	鹿児島市	薩摩川内市	いちき 串木野市	始良市	鹿児島県
沖合底びき網 1 そうびき	—	—	—	—	—	—
沖合底びき網 2 そうびき	—	—	—	—	—	—
小 型 底 び き 網	20	2	46	—	—	431
船 び き 網	1,364	1	290	636	—	5,308
大中型まき網 1 そうまき 遠洋かつお・まぐろ	—	—	—	—	—	—
中・小型まき網	—	—	x	—	—	31,887
さけ・ます流し網	—	—	—	—	—	—
かじき等流し網	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 刺 網	48	40	619	12	33	1,664
さんま棒受網	—	—	—	—	—	—
大 型 定 置 網	—	—	231	—	—	4,034
小 型 定 置 網	—	35	x	—	—	1,959
そ の 他 の 網 漁 業	x	—	x	—	—	4,175
遠洋まぐろはえ縄	—	x	—	x	—	15,164
近海まぐろはえ縄	—	x	—	—	—	x
沿岸まぐろはえ縄	—	—	—	—	—	x
そ の 他 の は え 縄	—	88	—	11	—	294
遠洋かつお一本釣り	—	—	—	—	—	x
沿岸かつお一本釣り	—	—	—	—	—	824
近 海 い か 釣	—	—	—	—	—	—
沿 岸 い か 釣	—	x	1	x	—	320
ひ き 網 釣	25	—	30	—	—	404
そ の 他 の 釣	6	149	71	40	145	1,974
採 貝 ・ 採 藻	—	148	1	—	x	275
そ の 他 の 漁 業	x	96	15	x	x	678
計	1,468	645	1,417	15,759	194	75,227

注：1. 「—」は調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔海面漁業生産統計調査（平成 29 年）〕（農林水産省 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成〕

表 3.2-6 魚種別漁獲量（平成 29 年）

（単位：t）

種 類	日置市	鹿児島市	薩摩川内市	いちき 串木野市	始良市	鹿児島県
まぐろ類	0	x	10	10,610	—	13,166
かじき類	13	x	59	1,126	—	1,307
かつお類	0	—	6	6	—	4,954
さめ類	—	—	4	2,696	—	2,745
さけ・ます類	—	—	—	—	—	—
このしろ	—	—	0	—	—	698
にしん	—	—	—	—	—	—
いわし類	1,234	0	238	515	—	16,525
あじ類	2	35	24	7	38	5,892
さば類	0	15	7	0	69	15,366
さんま	—	—	0	—	—	0
ぶり類	8	12	181	4	1	2,154
ひらめ・かれい類	1	8	4	2	6	65
たら類	—	—	—	—	—	—
ほっけ	—	—	—	—	—	—
きちじ	—	—	—	—	—	—
はたはた	—	—	—	—	—	—
にぎす類	—	—	1	—	—	3
あなご類	—	0	0	—	—	1
たちうお	0	26	0	0	1	337
たい類	123	66	85	42	22	1,036
いさき	2	0	14	3	0	111
さわら類	31	0	1	3	—	251
すずき類	0	3	4	0	0	62
いかなご	—	—	—	—	—	—
あまだい類	—	1	0	2	—	8
ふぐ類	0	0	2	0	—	74
その他の魚類	26	160	707	737	33	8,587
えび類	0	1	47	4	—	353
かに類	0	0	0	0	1	12
おきあみ類	—	—	—	—	—	—
貝類	22	2	1	0	—	110
いか類	4	8	20	1	x	750
たこ類	0	11	0	0	3	127
うに類	—	47	1	—	5	190
海産ほ乳類	—	—	—	—	—	2
その他の水産動物類	—	17	0	0	5	33
海藻類	0	147	1	—	x	306
漁獲量合計	1,468	645	1,417	15,759	194	75,227

注：1. 「—」は調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

3. 「0」は単位に満たないもの（例：0.4t → 0t）を示す。

〔海面漁業生産統計調査（平成 29 年）〕（農林水産省 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成

#### (4) 商 業

日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市、姶良市及び鹿児島県の商業の状況は表 3.2-7 のとおりである。

平成 27 年の年間商品販売額は、日置市では 54,278 百万円、鹿児島市では 2,604,953 百万円、薩摩川内市では 151,618 百万円、いちき串木野市では 29,934 百万円、姶良市では 138,745 百万円となっている。

表 3.2-7 商業の状況

業 種	区 分	日置市	鹿児島市	薩摩川内市	いちき 串木野市	姶良市	鹿児島県
卸売業	事業所数（事業所）	56	1,885	171	50	96	3,572
	従業者数（人）	355	18,851	1,144	254	693	28,979
	年間商品販売額（百万円）	16,531	1,942,237	63,110	8,942	55,126	2,595,424
小売業	事業所数（事業所）	408	4,218	838	267	533	13,867
	従業者数（人）	2,507	34,785	4,974	1,310	4,034	88,427
	年間商品販売額（百万円）	37,747	662,715	88,508	20,992	83,619	1,598,644
合 計	事業所数（事業所）	464	6,103	1,009	317	629	17,439
	従業者数（人）	2,862	53,636	6,118	1,564	4,727	117,406
	年間商品販売額（百万円）	54,278	2,604,953	151,618	29,934	138,745	4,194,068

注：事業所数及び従業者数は平成 28 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は平成 27 年 1 年間の数値である。

〔平成 28 年経済センサスー活動調査〕（総務省・経済産業省 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成

#### (5) 工 業

日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市、姶良市及び鹿児島県の工業の状況は表 3.2-8 のとおりである。

平成 29 年の製造品出荷額等は、日置市では 4,739,926 万円、鹿児島市では 34,281,068 万円、薩摩川内市では 21,768,327 万円、いちき串木野市では 5,794,333 万円、姶良市では 4,749,281 万円となっている。

表 3.2-8 工業の状況（従業者 4 人以上）

区 分	日置市	鹿児島市	薩摩川内市	いちき 串木野市	姶良市	鹿児島県
事業所数（事業所）	82	455	127	57	73	2,035
従業者数（人）	2,869	12,136	7,622	2,331	3,224	70,438
製造品出荷額等（万円）	4,739,926	34,281,068	21,768,327	5,794,333	4,749,281	206,764,279

注：事業所数及び従業者数は平成 30 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は平成 29 年 1 年間の数値である。

〔平成 30 年工業統計表〕（経済産業省 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成

### 3.2.2 土地利用の状況

#### 1. 土地利用の状況

日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市及び始良市の土地利用の状況は、表 3.2-9 及び図 3.2-2 のとおりである。

表 3.2-9 地目別土地利用の現況（平成 30 年）

（単位：km<sup>2</sup>、（ ）内は％）

市名	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
日置市	253.01 (100)	19.12 (7.6)	26.01 (10.3)	15.23 (6.0)	— —	130.99 (51.8)	— —	— —	61.66 (24.4)
鹿児島市	547.6 (100)	21.1 (3.9)	45.5 (8.3)	73.8 (13.5)	— —	165.0 (30.1)	25.5 (4.7)	28.1 (5.1)	188.6 (34.4)
薩摩川内市	682.92 (100)	44.92 (6.6)	34.48 (5.0)	26.24 (3.8)	— —	308.27 (45.1)	59.85 (8.8)	15.59 (2.3)	193.57 (28.3)
いちき串木野市	112.30 (100)	7.17 (6.4)	8.76 (7.8)	6.34 (5.6)	— —	53.69 (47.8)	— —	— —	36.34 (32.4)
始良市	231.25 (100)	15.95 (6.9)	7.06 (3.1)	17.25 (7.5)	0.39 (0.2)	113.28 (49.0)	8.46 (3.7)	5.92 (2.6)	62.94 (27.2)

注：1. 日置市の山林及び原野の値は、山林及び原野の合計値である。

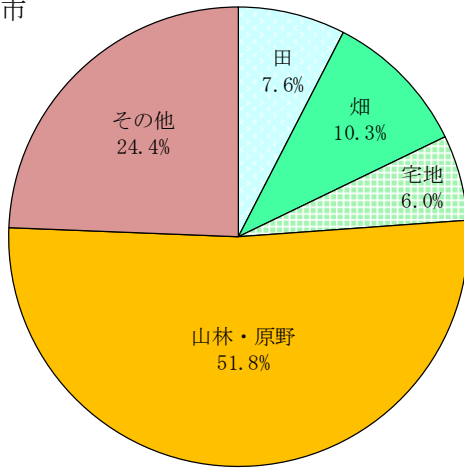
2. 「—」は出典に記載がないものを示す。

3. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

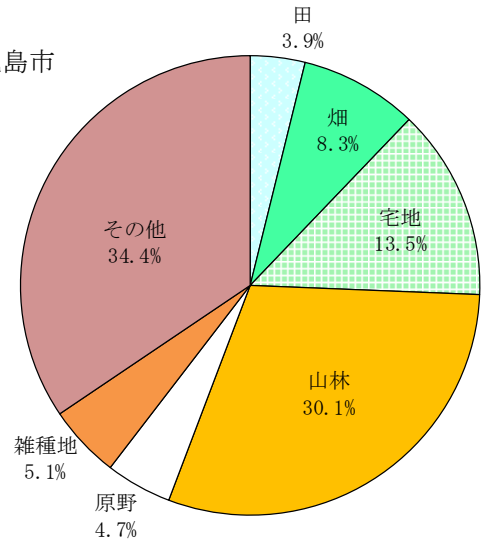
「2018 日置市の統計」（日置市、令和元年）  
 「鹿児島市統計書」（鹿児島市、平成 31 年）  
 「統計さつませんたい 平成 30 年度版」（薩摩川内市、平成 31 年）  
 「統計いちき串木野 令和元年度版」（いちき串木野市、令和元年）  
 「始良市統計書【平成 30 年度版】」（始良市、平成 31 年）より作成



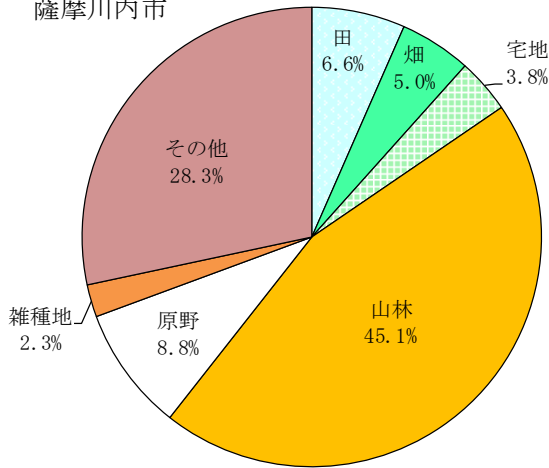
日置市



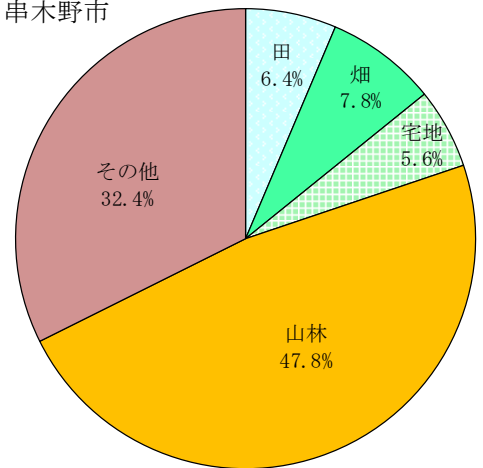
鹿児島市



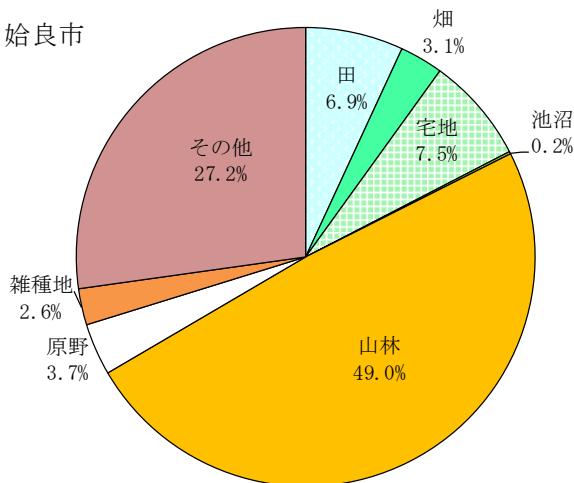
薩摩川内市



いちき串木野市



始良市



「2018 日置市の統計」(日置市、令和元年)  
 「鹿児島市統計書」(鹿児島市、平成 31 年)  
 「統計さつませんだい 平成 30 年度版」(薩摩川内市、平成 31 年)  
 「統計いちき串木野 令和元年度版」(いちき串木野市、令和元年)  
 「始良市統計書【平成 30 年度版】」(始良市、平成 31 年)より作成

図 3.2-2 地目別土地利用の現況

## 2. 土地利用規制の状況

### (1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：平成 29 年 4 月 26 日）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりである。

#### ① 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲における都市地域は図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に都市地域が分布している。

#### ② 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における農業地域は図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農業地域が分布している。

#### ③ 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲における森林地域は図 3.2-5 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に森林地域が分布している。

### (2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

対象事業実施区域及びその周囲における「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和元年 5 月 24 日）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域は図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農用地区域が分布している。

### (3) 都市計画に基づく用途地域

対象事業実施区域及びその周囲における「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：平成 30 年 4 月 25 日）に基づく用途地域の状況は図 3.2-6 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に用途地域の指定がある。

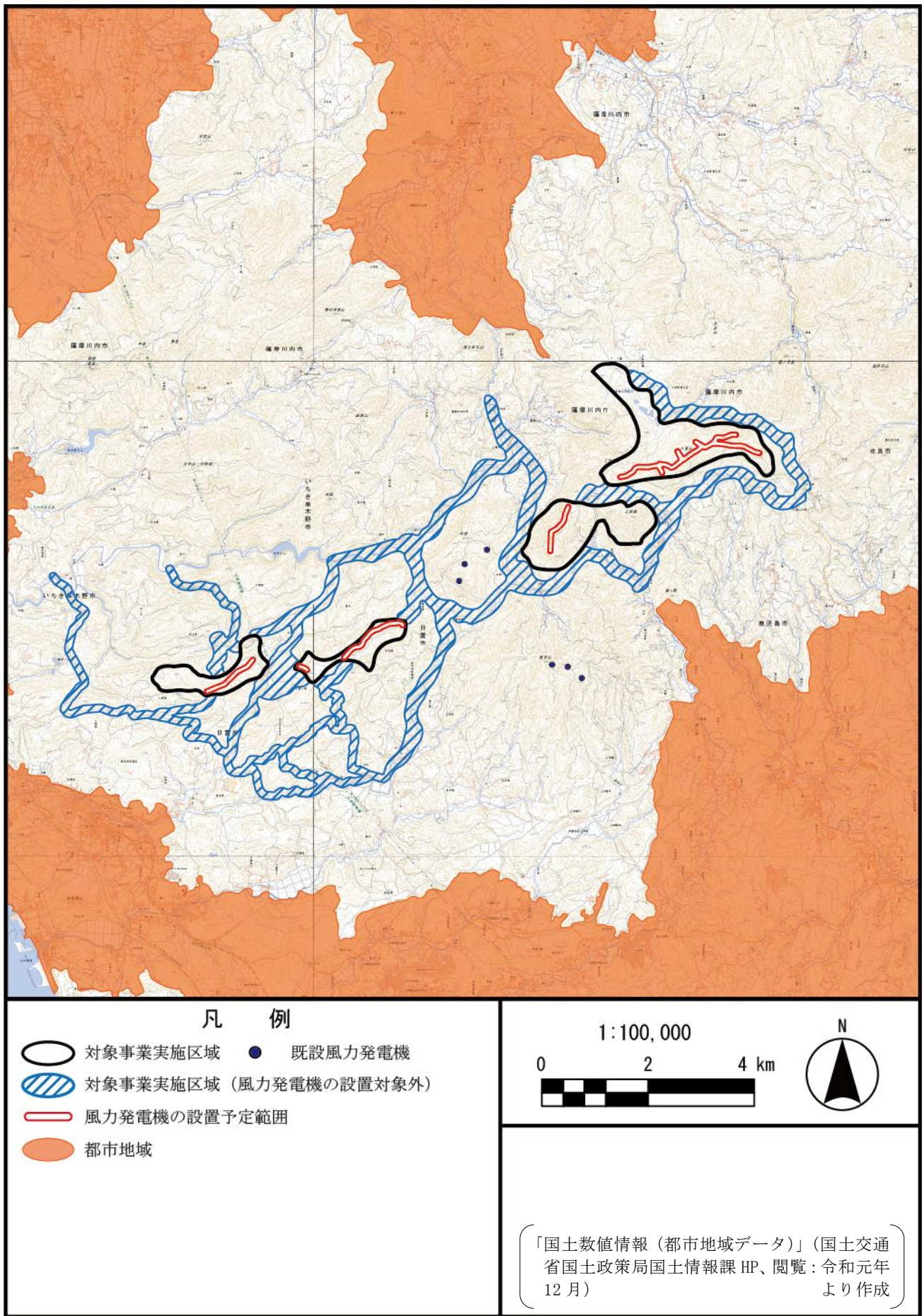


図 3.2-3 土地利用基本計画図（都市地域）



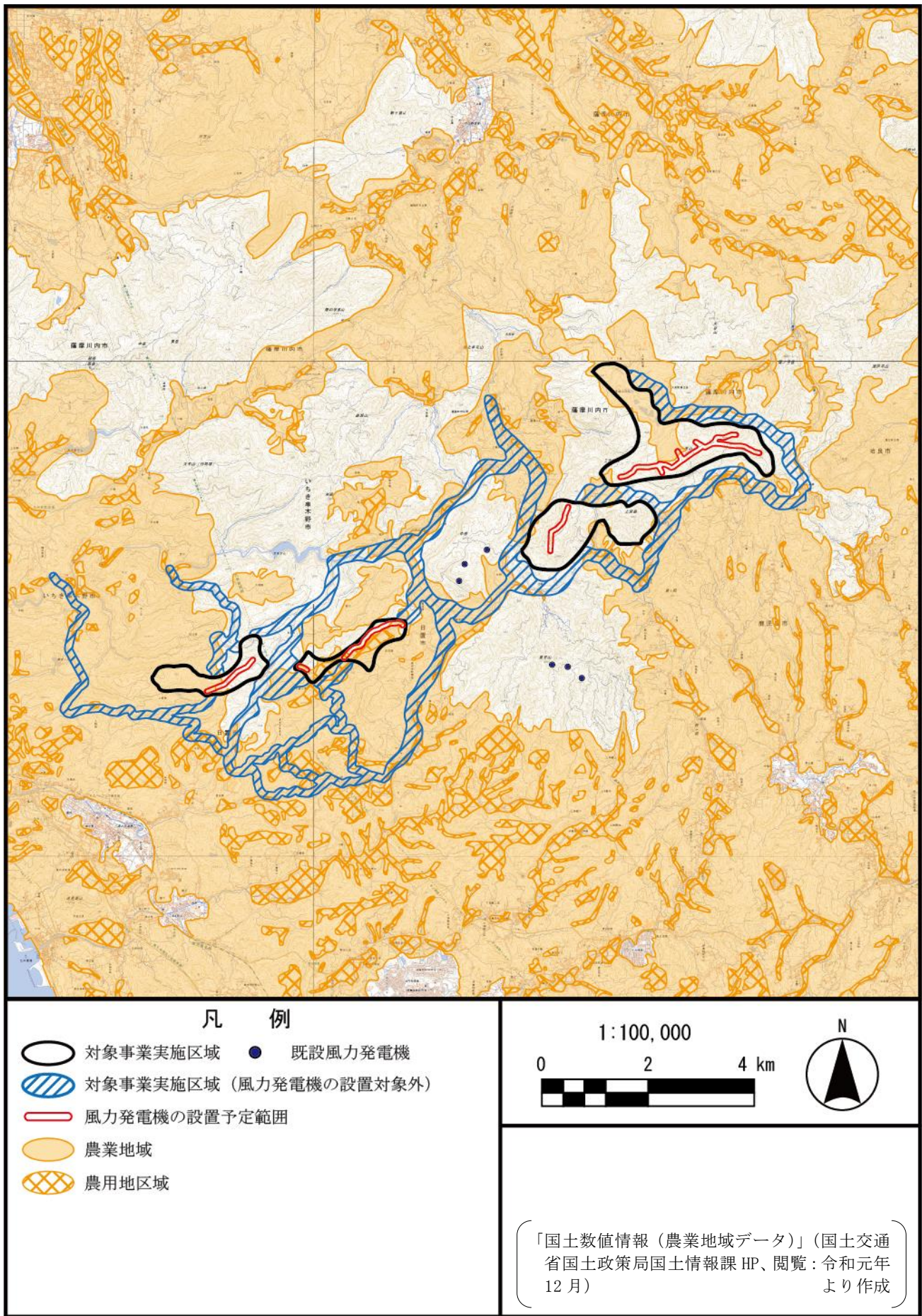


図 3.2-4 土地利用基本計画図 (農業地域) 及び農用地区域



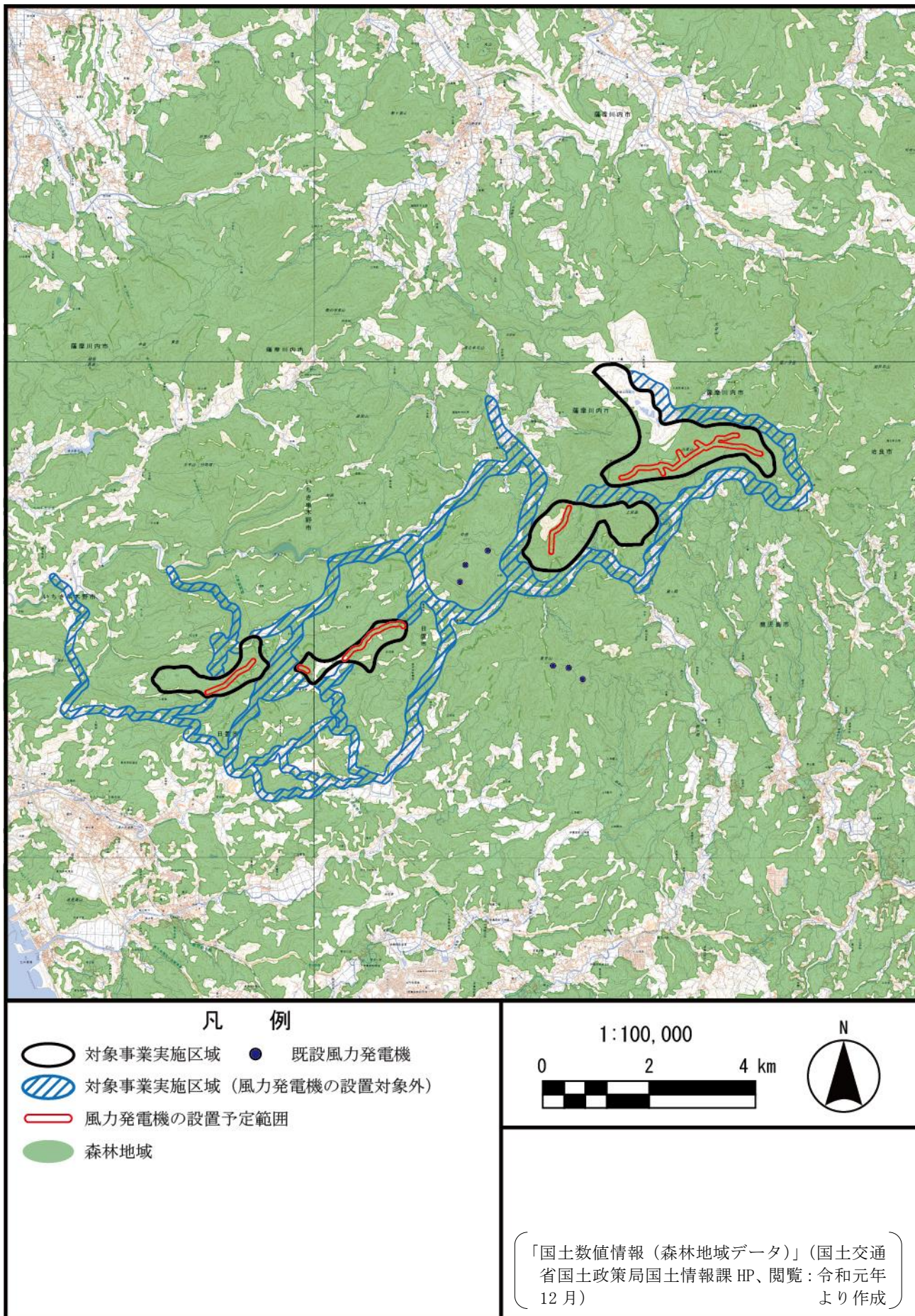


図 3.2-5 土地利用基本計画図 (森林地域)



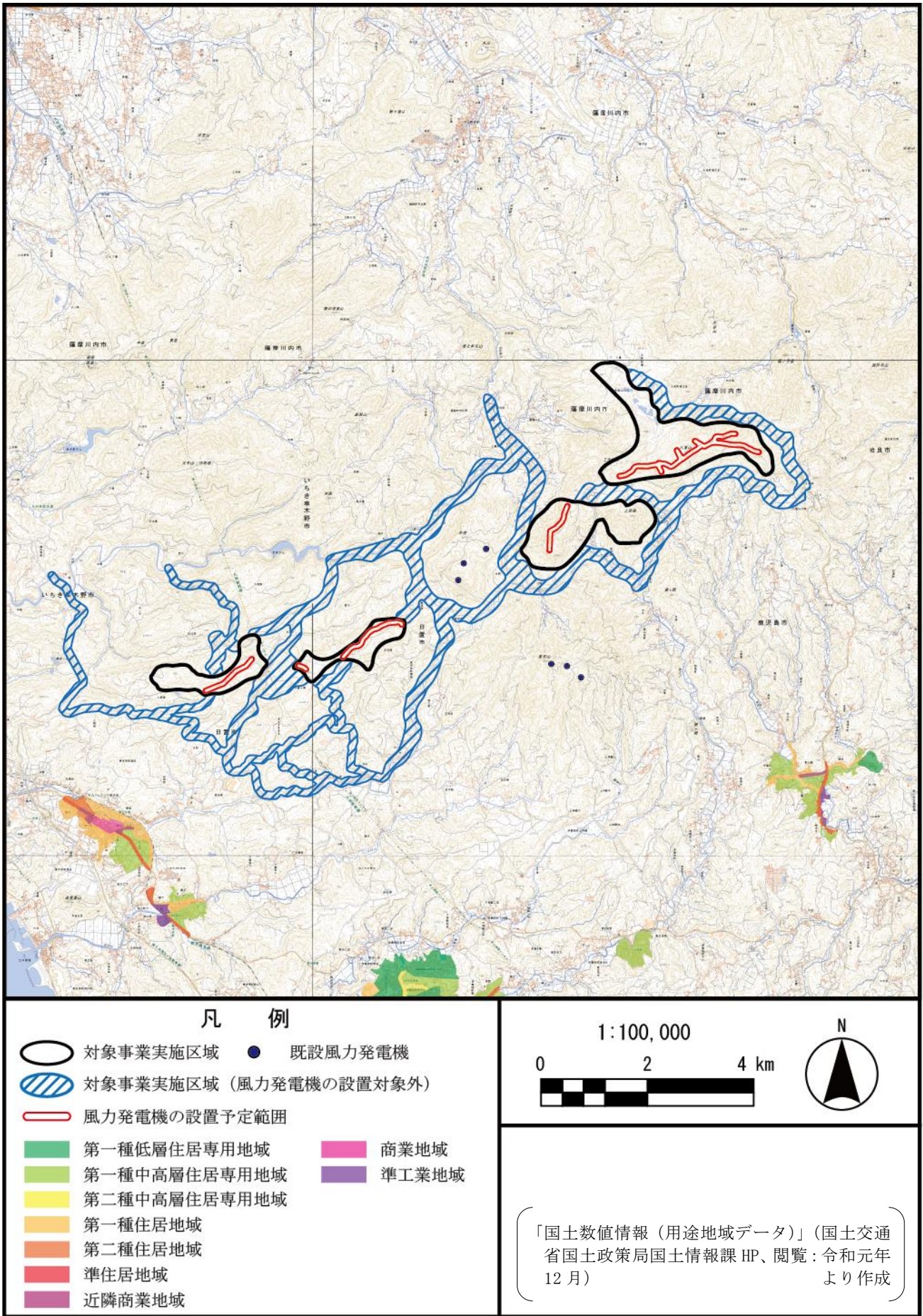


図 3.2-6 土地利用基本計画図（用途地域）

### 3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### 1. 河川及び湖沼の利用状況

日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市及び始良市における上水道及び簡易水道の取水状況は表 3.2-10 のとおりであり、対象事業実施区域周囲においては鹿児島市、薩摩川内市及び始良市で河川からの取水が行われている。対象事業実施区域及びその周囲における水道用水の取水位置は図 3.2-7 のとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲の河川には表 3.2-11 及び図 3.2-8 のとおり漁業権が設定されている。

表 3.2-10(1) 取水状況（上水道）（平成 29 年度）

事業主体名	年間取水量（千 m <sup>3</sup> ）							湧水	合計
	地表水			地下水					
	ダム	湖水	自流	伏流水	浅井戸	深井戸			
日置市	0	0	0	72	395	4,785	854	6,106	
鹿児島市	1,538	0	37,032	45	485	8,799	18,039	65,938	
薩摩川内市	0	0	4,992	0	0	4,249	1,593	10,834	
いちき串木野市	0	0	0	1,335	290	2,398	604	4,627	
始良市	0	0	0	0	674	7,269	1,163	9,106	

〔平成 30 年度版鹿児島県の水道（平成 29 年度水道統計調査）〕（鹿児島県 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成

表 3.2-10(2) 取水状況（簡易水道）（平成 29 年度）

市	箇所数 (箇所)	計画給 水人口 (人)	現在給 水人口 (人)	実績年間取水量						
				表流水		地下水		その他		計
				箇所	取水量(m <sup>3</sup> )	箇所	取水量(m <sup>3</sup> )	箇所	取水量(m <sup>3</sup> )	取水量(m <sup>3</sup> )
薩摩川内市	2	4,940	4,466	22	566,254	14	158,304	0	0	724,558
始良市	1	2,528	1,682	1	3,289	5	60,186	3	160,498	223,973

〔平成 30 年度版鹿児島県の水道（平成 29 年度水道統計調査）〕（鹿児島県 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成

表 3.2-11(1) 内水面漁業権の内容（漁業権の免許番号等）

漁業権の免許番号	河川	漁業権者の名称
鹿内共第 5 号	川内川	川内川漁業協同組合、川内市内水面漁業協同組合、川内川上流漁業協同組合
鹿内共第 9 号	甲突川	甲突川漁業協同組合
鹿内共第 11 号	別府川	別府川漁業協同組合

〔「鹿児島県公報 第 2940 号」（鹿児島県、平成 25 年）より作成〕

表 3.2-11(2) 内水面漁業権の内容（河川における採捕禁止期間）

水産動物名	採捕禁止期間
アユ	1 月 1 日 から 5 月 31 日まで

〔「採捕の禁止期間及び体調等の制限について」（鹿児島県 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成〕



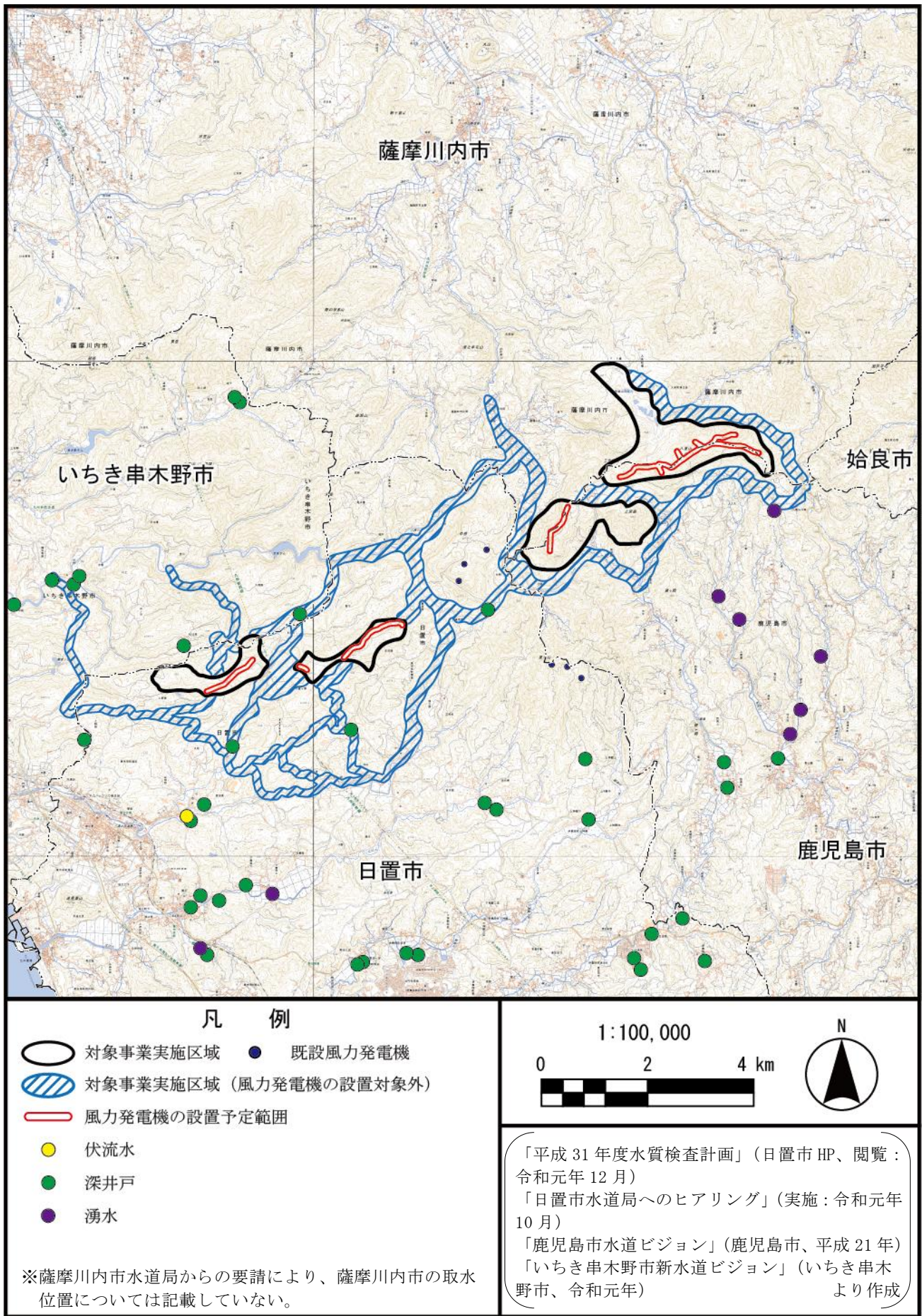


図 3.2-7 水道用水の取水位置



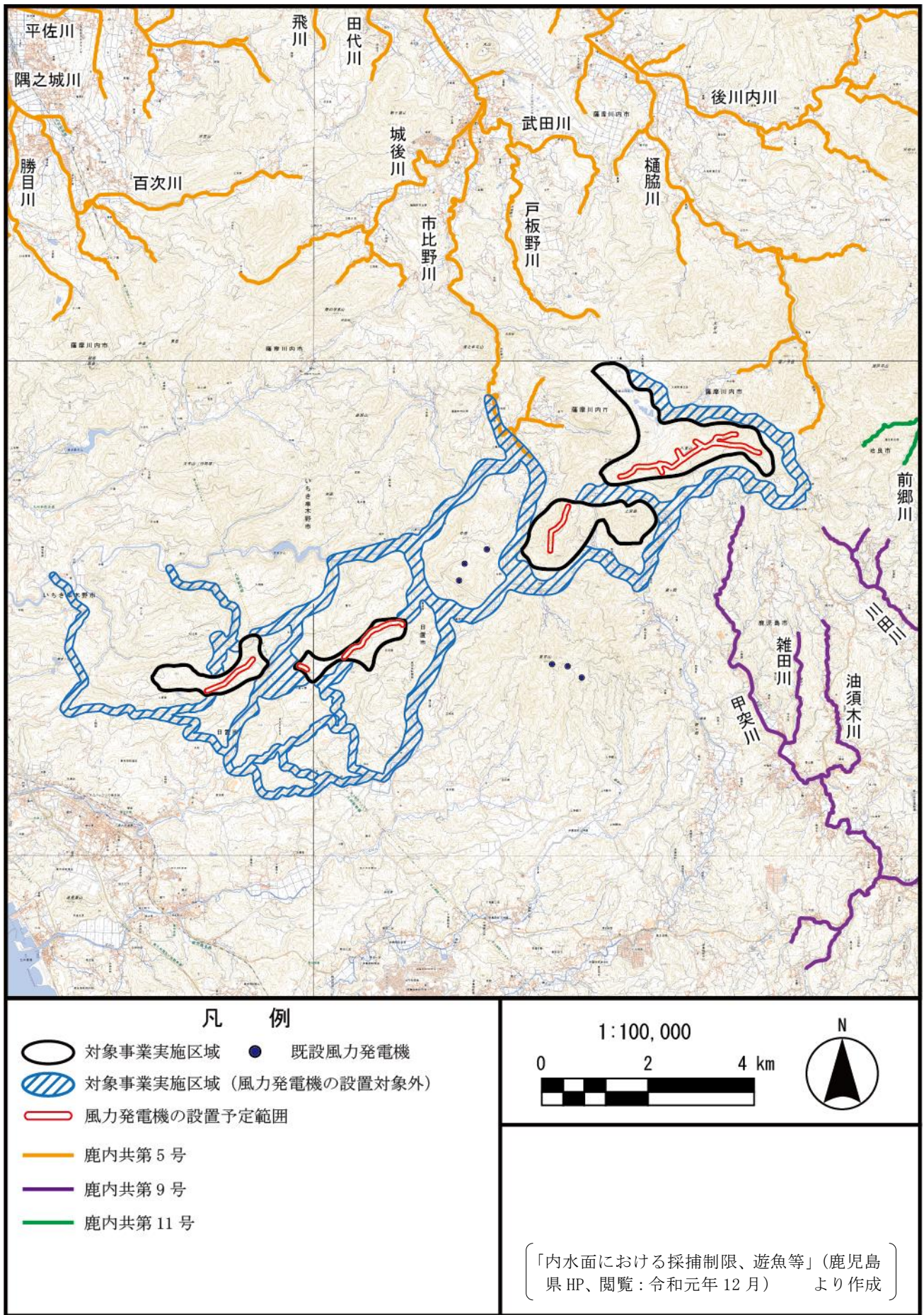


図 3.2-8 内水面漁業権の設定状況

## 2. 海域の利用状況

### (1) 港湾の利用

対象事業実施区域及びその周囲には港湾はない。

### (2) 漁港の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における漁港の状況は表 3.2-12 及び図 3.2-9 のとおり、江口港が指定されている。

表 3.2-12 漁港の状況

漁港名	漁港指定
江口	第2種

注：「第2種」とは、その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しないもの。

〔「海しる 海洋状況表示システム」(海上保安庁 HP、閲覧：令和元年12月)  
「漁港一覧」(水産庁 HP、閲覧：令和元年12月) より作成〕

### (3) 漁業区域の状況

対象事業実施区域及びその周囲の海域には「漁業法」(昭和24年法律第267号、最終改正：令和元年5月15日)に基づく海面漁業権の設定状況は表 3.2-13 及び図 3.2-10 のとおりである。

表 3.2-13 海域漁業権の内容

免許番号	種類	漁業種類
鹿共第18号	共同漁業権	第1種：わかめ、ばかがい、ばい、なまこ、うに、たこ、いせえび 第2種：たい雑魚建網漁、いか・こち建網、ひらめ建網、稚魚かご網 第3種：雑魚地びき網
鹿共第19号	共同漁業権	第1種：つきひがい、ばかがい、ばい、たこ、いせえび 第2種：雑魚建網、雑魚かご網 第3種：雑魚地びき網
鹿特区わ第11号	区画漁業権	第1種区画漁業：わかめ養殖業
鹿特区わ第13号	区画漁業権	第1種区画漁業：わかめ養殖業

〔「海しる 海洋状況表示システム」(海上保安庁 HP、閲覧：令和元年12月) より作成〕

## 3. 地下水の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における地下水の水道用水としての利用状況は、表 3.2-10 及び図 3.2-7 のとおりである。



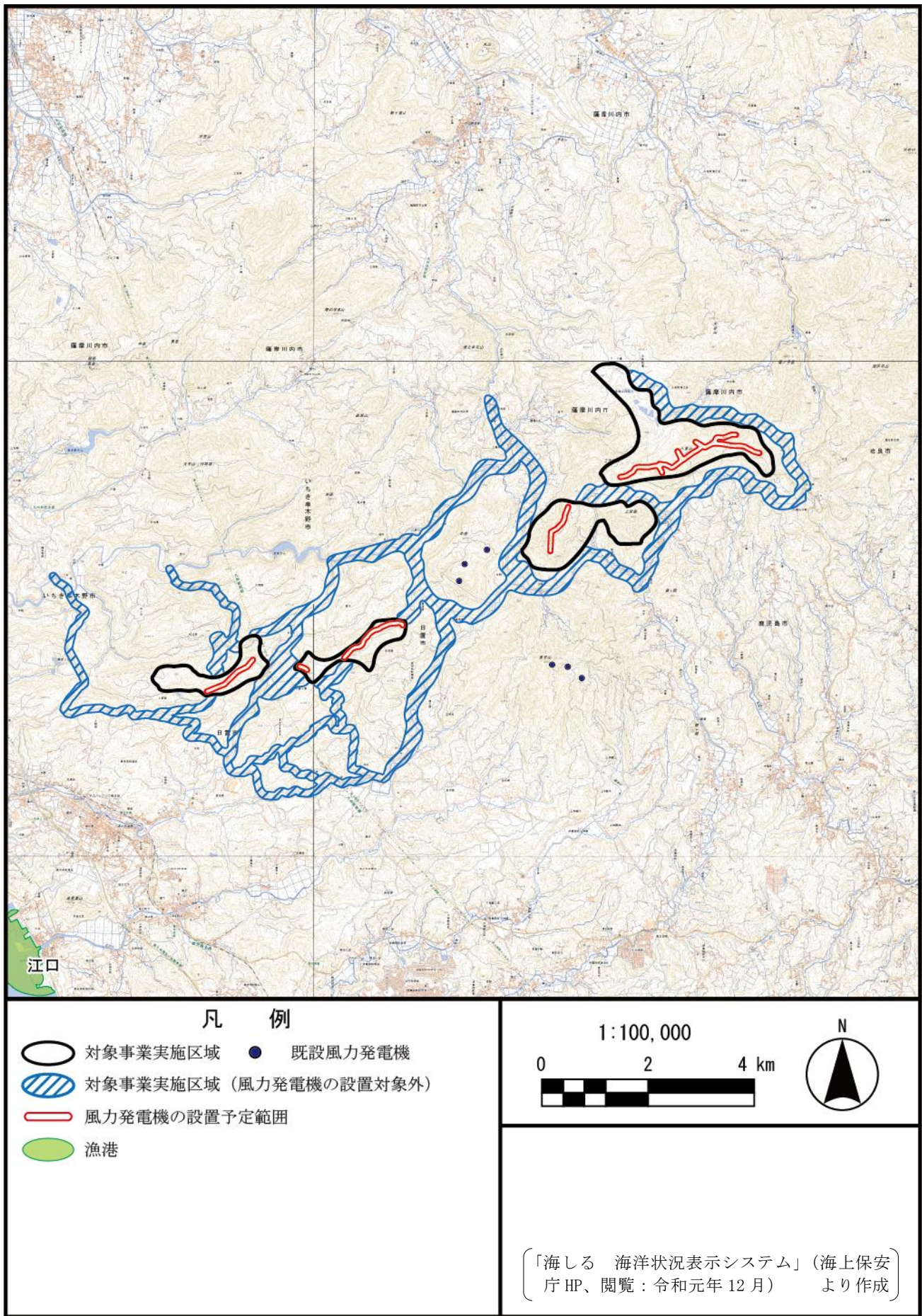


図 3.2-9 漁港の状況



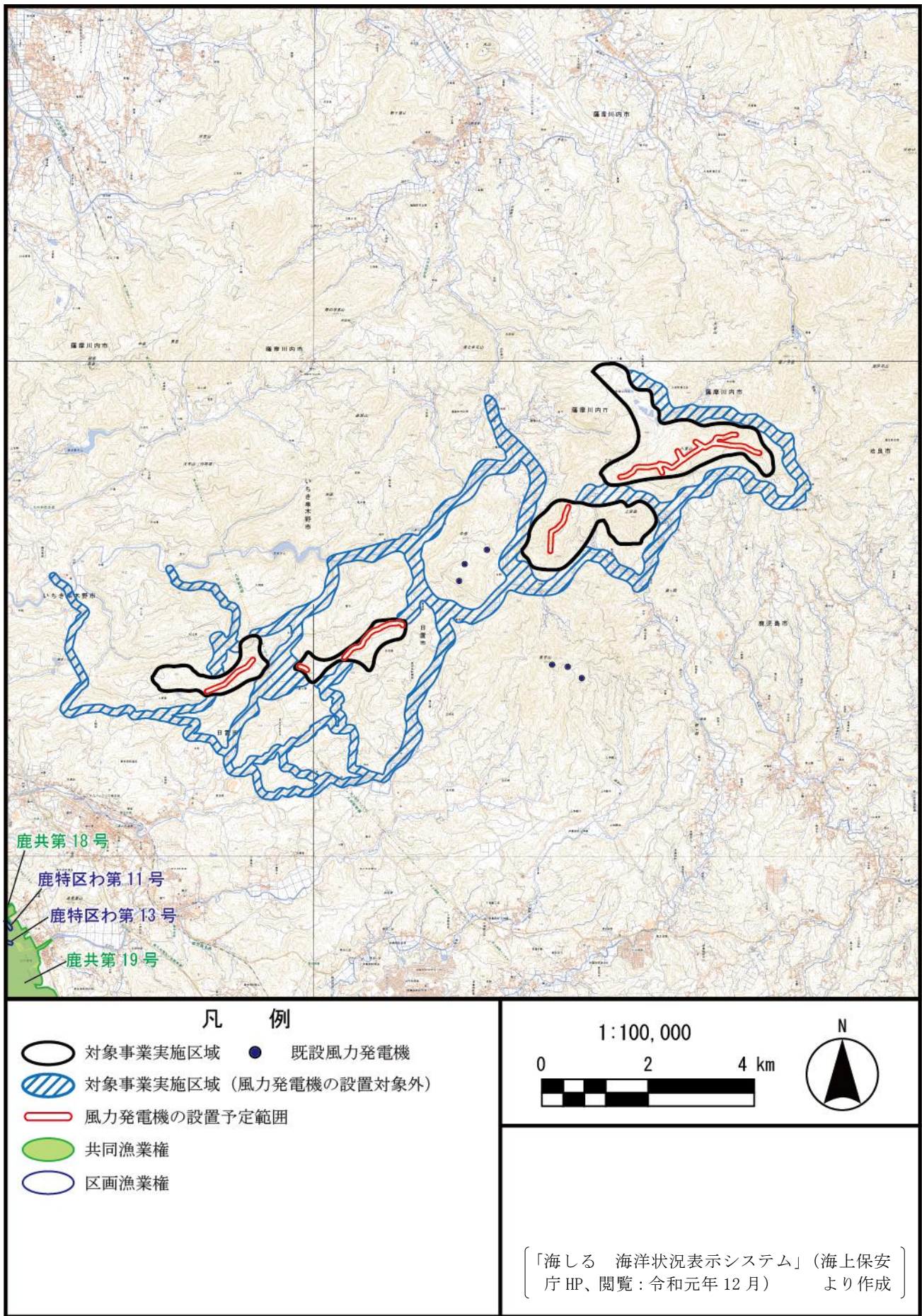


図 3.2-10 海面漁業権の設定状況

### 3.2.4 交通の状況

#### 1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は図 3.2-11 のとおりであり、一般国道 3 号、一般国道 328 号、主要地方道 36 号（川内郡山線）、一般県道 304 号（仙名伊集院線）、一般県道 308 号（郷戸市来線）等があげられる。平成 27 年度の交通量調査結果は表 3.2-14 のとおりである

また、対象事業実施区域及びその周囲における鉄道として、九州新幹線及び JR 鹿児島本線が敷設されている。

表 3.2-14(1) 主要道路の交通状況（平成 27 年度）

（単位：台）

路線名	番号	交通量観測地点	交通量 (昼間 12 時間)	交通量 (24 時間)
一般国道 3 号	①	一般国道 270 号～戸崎湯之元停車場線	10,631	13,584
	②	戸崎湯之元停車場線～鹿児島東市来線	<u>10,631</u>	<u>13,714</u>
	③	鹿児島東市来線～一般国道 328 号	7,649	9,672
	④	一般国道 328 号～小山田川田蒲生線	12,552	16,261
一般国道 270 号	⑤	伊集院日吉線～一般国道 270 号	4,613	5,720
	⑥	一般国道 270 号～一般国道 3 号	2,974	3,635
一般国道 328 号	⑦	一般国道 3 号～伊集院蒲生溝辺線	10,972	13,934
	⑧	伊集院蒲生溝辺線～川内加治木線	5,057	6,382
	⑨	川内加治木線～山田入来線	6,670	8,338
主要地方道 36 号 (川内郡山線)	⑩	川内加治木線～串木野樋脇線	7,241	8,762
	⑪	串木野樋脇線～仙名伊集院線	1,823	2,206
	⑫	仙名伊集院線～一般国道 328 号	1,229	1,463
主要地方道 37 号 (伊集院日吉線)	⑬	一般国道 3 号～仙名伊集院線	8,426	10,533
主要地方道 39 号 (串木野樋脇線)	⑭	一般国道 3 号～川内郡山線	3,116	3,802
	⑮	川内郡山線～川内加治木線	4,349	5,349
主要地方道 40 号 (伊集院蒲生溝辺線)	⑯	一般国道 3 号～一般国道 328 号	4,553	5,762
	⑰	一般国道 328 号～小山田川田蒲生線	5,943	7,369
主要地方道 42 号 (川内加治木線)	⑱	川内郡山線～川内祁答院線	14,200	18,034
	⑲	川内祁答院線～	8,595	10,830
	⑳	～一般国道 328 号	7,979	9,974
	㉑	一般国道 328 号～久富木藺牟田線	4,548	5,640
一般県道 210 号 (小山田谷山線)	㉒	一般国道 3 号～鹿児島市・日置市境	7,660	9,372
一般県道 211 号 (小山田川田蒲生線)	㉓	伊集院蒲生溝辺線～山之口真黒線	2,573	3,119

表 3.2-14(2) 主要道路の交通状況（平成 27 年度）

(単位：台)

路線名	番号	交通量観測地点	交通量 (昼間 12 時間)	交通量 (24 時間)
一般県道 303 号 (江口長里線)	㉔	一般国道 270 号～一般国道 3 号	3,198	3,902
一般県道 304 号 (仙名伊集院線)	㉕	川内郡山線～養母長里線	2,245	2,739
	㉖	養母長里線～一般国道 3 号	<u>2,183</u>	<u>2,663</u>
	㉗	一般国道 3 号～伊集院日吉線	7,357	9,196
一般県道 305 号 (養母長里線)	㉘	一般国道 3 号～仙名伊集院線	<u>1,275</u>	<u>1,530</u>
	㉙	仙名伊集院線～山田湯之元停車場線	766	919
一般県道 306 号 (戸崎湯之元停車場線)	㉚	～一般国道 3 号	1,008	1,200
	㉛	一般国道 3 号～山田湯之元停車場線	<u>2,402</u>	<u>2,930</u>
一般県道 308 号 (郷戸市来線)	㉜	仙名伊集院線～一般国道 3 号	245	282
一般県道 309 号 (山田湯之元停車場線)	㉝	伊集院蒲生溝辺線～養母長里線	<u>781</u>	<u>961</u>
	㉞	養母長里線～戸崎湯之元停車場線	1,603	1,956
一般県道 333 号 (川内禰答院線)	㉟	川内加治木線～川内加治木線	4,700	5,828
一般県道 336 号 (山田隈之城線)	㊱	川内禰答院線～荒川川内線	6,293	7,866
一般県道 395 号 (山之口真黒線)	㊲	一般国道 328 号～薩摩川内市・始良市境	<u>166</u>	<u>193</u>

注：1. 表中の番号は、図 3.2-11 中の番号に対応する。

2. 昼間 12 時間観測の時間帯は午前 7 時～午後 7 時、24 時間観測の時間帯は午前 7 時～翌日午前 7 時または午前 0 時～翌日午前 0 時である。

3. 斜体字下線は交通量を観測していない区間における推定値であり、推定方法は以下のとおりである。

昼間 12 時間交通量：平成 22 年度交通量と平成 22 年度及び平成 27 年度ともに交通量を観測した区間から推定している。

24 時間交通量：推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いて推定している。

〔「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」(国土交通省 HP、閲覧：令和元年 12 月)より作成〕





### 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。対象事業実施区域及びその周囲における配慮が特に必要な施設は、表 3.2-15 及び図 3.2-12 のとおりである。風力発電機の設置予定範囲から約 2.7km の位置に上市来小学校、約 2.1km の位置に博悠会温泉病院、約 2.0km の位置にみのり保育園が存在する。

また、住宅の配置の概況は図 3.2-12 のとおりであり、風力発電機の設置予定範囲から最寄りの住宅までの距離は約 0.3km である。

表 3.2-15(1) 配慮が特に必要な施設（学校）

区分	番号	施設名	所在地
幼稚園	1	東市来幼稚園	日置市東市来町長里 178
	2	恵光幼稚園	鹿児島市小山田町 3510-3
	3	いりき幼稚園	薩摩川内市入来町浦之名 60
小学校	4	湯田小学校	日置市東市来町湯田 4042-3
	5	上市来小学校	日置市東市来町養母 11421
	6	鶴丸小学校	日置市東市来町長里 165-2
	7	伊作田小学校	日置市東市来町伊作田 2056-1
	8	伊集院北小学校	日置市伊集院町下神殿 1995-18
	9	妙円寺小学校	日置市伊集院町妙円寺 1-112
	10	郡山小学校	鹿児島市郡山町 2080
	11	小山田小学校	鹿児島市小山田町 9398
	12	花尾小学校	鹿児島市花尾町 170
	13	入来小学校	薩摩川内市入来町浦之名 60
	14	市比野小学校	薩摩川内市樋脇町市比野 2805
	15	永利小学校	薩摩川内市百次町 959
	16	川上小学校	いちき串木野市川上 1200
	17	冠岳小学校	いちき串木野市冠嶽 12844-1
中学校	18	伊集院北中学校	日置市伊集院町下神殿 1154
	19	東市来中学校	日置市東市来町長里 2684-2
	20	上市来中学校	日置市東市来町養母 5613-1
	21	郡山中学校	鹿児島市郡山町 1500
	22	川内南中学校	薩摩川内市平佐町 985
	23	入来中学校	薩摩川内市入来町浦之名 7635
	24	樋脇中学校	薩摩川内市樋脇町塔之原 10295
高等学校	25	明桜館高等学校	鹿児島市郡山町 100

注：表中の番号は、図 3.2-12(1)中の番号に対応する。

「国土数値情報（学校データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：令和元年 12 月）  
「特定教育・保育施設一覧」（鹿児島県 HP、閲覧：令和元年 12 月）  
「管内の小・中学校一覧及び所在地」（鹿児島教育事務所 HP、閲覧：令和元年 12 月）  
「平成 31 年（令和元年）度北薩教育事務所管内小・中・義務教育学校・「山村留学」校・「小規模校特別認可制度」開設校」（北薩教育事務所 HP、閲覧：令和元年 12 月）  
「公立小・中学校一覧」（始良・伊佐教育事務所 HP、閲覧：令和元年 12 月）

より作成



表 3.2-15(2) 配慮が特に必要な施設（医療機関）

区分	番号	施設名	所在地
医療機関	26	博悠会温泉病院	日置市東市来町湯田 4648
	27	ゆのもと記念病院	日置市東市来町湯田 3614
	28	石神胃腸科内科医院	日置市東市来町湯田 3261-6
	29	湯田内科病院	日置市東市来町湯田 2994
	30	大石医院	日置市東市来町湯田 2153
	31	浅谷小児科医院	日置市東市来町長里 252
	32	樋口クリニック	日置市東市来町長里 1826-2
	33	新山皮膚泌尿器科	日置市東市来町長里 14-1
	34	伊作田診療所	日置市東市来町伊作田 649
	35	(一社) 日本健康倶楽部	日置市伊集院町妙円寺 1-72-8
	36	藤井内科小児科医院	日置市伊集院町妙円寺 1-72-3
	37	たもつクリニック	日置市伊集院町麦生田 338-5
	38	松山医院	鹿児島市小山田町 9374
	39	新山消化器科・内科	鹿児島市小山田町 6720-1
	40	鬼丸内科循環器科	鹿児島市郡山町 6513
	41	田平整形外科クリニック	鹿児島市郡山町 505-3
	42	前島医院	鹿児島市郡山町 1308
	43	宮田医院	鹿児島市郡山岳町 281
	44	市比野記念病院	薩摩川内市樋脇町市比野 3079
	45	前島クリニック	薩摩川内市樋脇町市比野 2617
	46	市比野温泉医院	薩摩川内市樋脇町市比野 2616
	47	入来温泉クリニック	薩摩川内市入来町浦之名大迫 7881-1
	48	おおたクリニック	薩摩川内市入来町浦之名 7683
	49	吉永クリニック	薩摩川内市入来町浦之名 7542-1
	50	日高内科クリニック	薩摩川内市勝目町 5842-5
	51	整形外科こざくらクリニック	薩摩川内市勝目町 4110-2
	52	ひがしクリニック	薩摩川内市勝目町 4110-16
	53	クリニックのぞみ	薩摩川内市祁答院町藺傘田 2103-6
	54	クオラクリニックせんだい	薩摩川内市宮崎町 3000
	55	川内市医師会立市民病院	薩摩川内市永利町字西平 4107-7
	56	高江記念病院	薩摩川内市永利町 2504-1

注：表中の番号は、図 3.2-12(1)中の番号に対応する。

〔「国土数値情報（医療機関データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成〕

表 3.2-15(3) 配慮が特に必要な施設（保育所）

区分	番号	施設名	所在地
保育所 認定こども園	57	ゆだこども園	日置市東市来町湯田 2231
	58	鶴城寺保育園	日置市東市来町長里 1775
	59	ゆのもと保育園	日置市東市来町湯田 3653-3
	60	伊作田保育園	日置市東市来町伊作田 2014-1
	61	田代保育園	日置市東市来町養母 6274-1
	62	みのり保育園	日置市東市来町養母 13246-3
	63	いじゅういんきた保育園	日置市伊集院町下神殿 1953
	64	つつじが丘保育園	日置市伊集院町麦生田 2024-41
	65	妙円寺保育園	日置市伊集院町妙円寺 2-72-2
	66	郡山保育園	鹿児島市郡山町 2519-5
	67	入来こども園	薩摩川内市入来町浦之名 7517-3
	68	永照寺保育園	薩摩川内市樋脇町市比野 2549
	69	諏訪保育園	薩摩川内市樋脇町市比野 5322-2
	70	さとのもり保育園	薩摩川内市永利町 4134-1
71	永利保育園	薩摩川内市百次町 1069-22	
72	勝目保育園	薩摩川内市勝目町 5315-71	

注：表中の番号は、図 3.2-12(2)中の番号に対応する。

- 「国土数値情報（福祉施設データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：令和元年 12 月）  
 「日置市保育所等一覧表」（日置市 HP、閲覧：令和元年 12 月）  
 「特定教育・保育施設一覧」（鹿児島県 HP、閲覧：令和元年 12 月）  
 「公共施設マップ」（薩摩川内市 HP、閲覧：令和元年 12 月）

より作成

表 3.2-15(4) 配慮が特に必要な施設（福祉施設）

区分	番号	施設名	所在地
福祉施設	73	シルバーセンター光の里	日置市東市来町湯田 3613
	74	グループホームすこやか	日置市東市来町湯田 3007
	75	グループホームあったかハウス東市来	日置市東市来町長里 880-15
	76	デイサービス養母のさと	日置市東市来町長里 5214
	77	有料老人ホーム養母の里	日置市東市来町長里 5213-2
	78	グループホーム養母の里	日置市東市来町長里 5202-1
	79	秋光園	日置市東市来町長里 360-1
	80	グループホーム秋光園	日置市東市来町長里 360-1
	81	アンダンテ伊集院	日置市伊集院町妙円寺 3-1303-10
	82	子どもの家療育クラブ	日置市伊集院町妙円寺 1-64-1
	83	寿福園	日置市伊集院町下神殿 224-2
	84	寿福園デイサービスセンター	日置市伊集院町下神殿 224-2
	85	なでしこホーム	日置市伊集院町下神殿 1668-2
	86	障害者支援施設みどりの里	日置市伊集院町下神殿 1420-1
	87	グループホームあったかハウス伊集院	日置市伊集院町下神殿 1366-1
	88	結いの里悠暮里	鹿児島市油須木町 629
	89	デイサービス結の里悠暮里	鹿児島市油須木町 629
	90	ほたるの家デイサービスセンター	鹿児島市油須木町 5
	91	ほたるの里デイサービスセンター	鹿児島市油須木町 21-1
	92	住宅型有料老人ホームほたるの里	鹿児島市油須木町 21-1

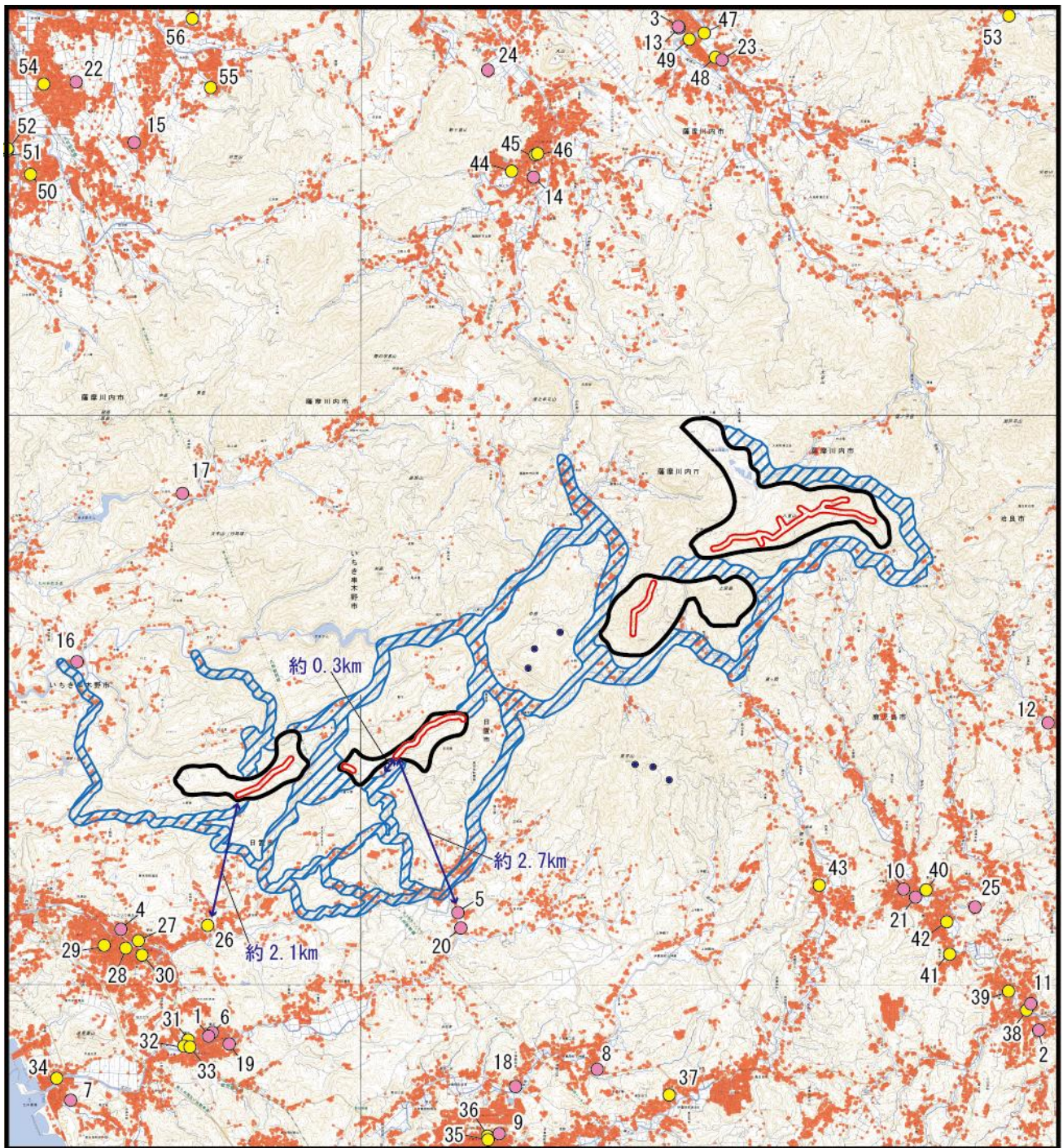
表 3.2-15(5) 配慮が特に必要な施設（福祉施設）

区分	番号	施設名	所在地
福祉施設	93	ふくろうの杜	鹿児島市西俣町 864-2
	94	グループホームあったかハウス郡山	鹿児島市西俣町 210
	95	きらら	鹿児島市犬迫町 4008
	96	グループホーム甲突悠暮里	鹿児島市郡山町 68
	97	デイサービス悠暮里	鹿児島市郡山町 68
	98	第二ときわの家	鹿児島市郡山町 4112-1
	99	ときわの家	鹿児島市郡山町 4092-6
	100	グループホーム竹山苑	鹿児島市郡山町 2570-1
	101	グループホーム花々館郡山	鹿児島市郡山町 2157-1
	102	サンシャイン郡山	鹿児島市郡山町 1967-2
	103	鹿児島自然学園	鹿児島市郡山岳町 2208
	104	川内精舎	薩摩川内市百次町 649-1
	105	川内自興園	薩摩川内市百次町 1110
	106	川内ひまわりホーム	薩摩川内市百次町 1092-3
	107	グループホームきままの郷	薩摩川内市樋脇町市比野 3244-1
	108	翠泉苑	薩摩川内市樋脇町市比野 3200-118
	109	翠泉苑デイサービスセンター	薩摩川内市樋脇町市比野 3200-118
	110	指月苑	薩摩川内市樋脇町市比野 3003
	111	グラン・ベリテひわき	薩摩川内市樋脇町市比野 2995
	112	グリーンヒルデイサービス倶楽部	薩摩川内市樋脇町市比野 250
	113	松清園	薩摩川内市入来町浦之名 790-1
	114	グループホーム遊雅の郷	薩摩川内市入来町浦之名 786
	115	博愛園	薩摩川内市入来町浦之名 695
	116	入来作業所	薩摩川内市入来町浦之名 12555-1
	117	やしの実	薩摩川内市勝目町字坪塚 4174-1
	118	グループホームふるさとの家「すずらん」	薩摩川内市勝目町 5215-5
	119	のぞみ園デイサービスセンター	薩摩川内市祁答院町藺牟田 2153-1
	120	のぞみ園	薩摩川内市祁答院町藺牟田 2153-1
	121	グループホームのぞみ	薩摩川内市祁答院町藺牟田 2103-6
	122	さくらリハデイサービス	薩摩川内市宮崎町 1885-6
	123	グループホーム燦々（さんさん）	薩摩川内市永利町 970, 970-2
	124	幸せの里	薩摩川内市永利町 4311-5
	125	デイサービスセンター幸せの里	薩摩川内市永利町 4311-5
	126	すこやかハイツ	薩摩川内市永利町 4311-5
127	川内福祉作業所	薩摩川内市永利町 4107-6	
128	和光園	薩摩川内市永利町 4107-5	
129	若あゆ作業所	薩摩川内市永利町 4107-10	
130	グループホーム永利	薩摩川内市永利町 2533-3	
131	永利	薩摩川内市永利町 2531	
132	デイサービスセンター永利	薩摩川内市永利町 2531	
133	市来松寿園	いちき串木野市大里 992	
134	吹上園	いちき串木野市大里 992	








注：表中の番号は、図 3.2-12(2)中の番号に対応する。

〔「国土数値情報（福祉施設データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：令和元年 12 月）  
 〔「介護事業所・生活関連情報検索」（厚生労働省 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成〕





凡 例

-  対象事業実施区域
-  対象事業実施区域（風力発電機の設置対象外）
-  風力発電機の設置予定範囲
-  学校
-  医療機関
-  住宅等
-  既設風力発電機

1:100,000



注：図に示す情報の出典及び図中番号は表 3.2-15(1)、(2)と同様である。

「ゼンリン住宅地図 201904 日置市（東市来・伊集院）、201809 鹿児島市、201703 薩摩川内市①、201905 いちき串木野市、201810 始良市 1（始良・蒲生）」（株式会社ゼンリン）より作成

図 3.2-12(1) 配慮が特に必要な施設の状況及び住宅の配置の概況（学校・医療機関）



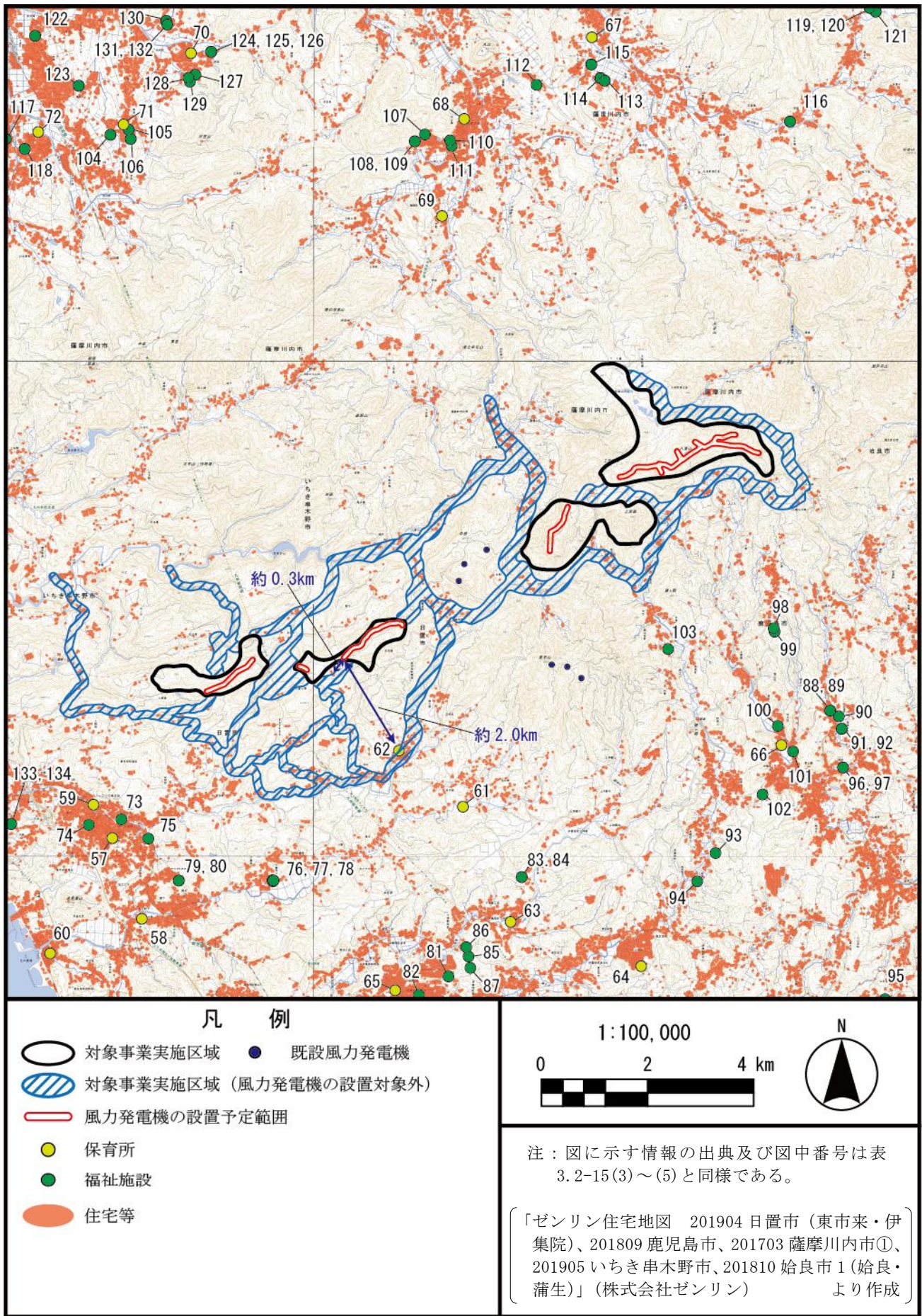


図 3.2-12(2) 配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況（保育所・福祉施設）

### 3.2.6 下水道の整備の状況

日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市、始良市及び鹿児島県における下水道の処理人口普及状況及び汚水処理人口普及状況は表 3.2-16 のとおりである。

平成 30 年度末における汚水処理人口普及率は日置市では 79.8%、鹿児島市では 93.8%、薩摩川内市では 75.5%、いちき串木野市では 79.7%、始良市では 81.1%となっている。また、下水道普及率は日置市では 39.3%、鹿児島市では 79.3%、薩摩川内市では 10.4%、いちき串木野市では 36.9%となっている。

表 3.2-16 下水道処理人口普及状況（平成 30 年度末）

区 分	住民基本台帳人口 (千人)	汚水処理普及人口 (千人)	汚水処理人口普及率 (%)	下水道普及率 (%)
日置市	48.2	38.4	79.8	39.3
鹿児島市	602.4	564.9	93.8	79.3
薩摩川内市	94.8	71.5	75.5	10.4
いちき串木野市	27.8	22.2	79.7	36.9
始良市	77.1	62.6	81.1	—
鹿児島県	1,630.7	1,322.2	81.1	42.3

注：「—」は出典に記載がないものを示す。

〔「市町村別汚水処理人口普及状況（平成 30 年度末）」（鹿児島県 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成〕

### 3.2.7 廃棄物の状況

#### 1. 一般廃棄物の状況

日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市、始良市及び鹿児島県における一般廃棄物の処理状況は表 3.2-17 のとおりである。

平成 29 年度におけるごみ総排出量は日置市で 14,040t、鹿児島市で 217,011t、薩摩川内市で 28,734t、いちき串木野市で 9,979t、始良市で 25,128t となっている。

表 3.2-17 一般廃棄物処理施設の処理状況（平成 29 年度）

区 分		日置市	鹿児島市	薩摩川内市	いちき 串木野市	始良市	鹿児島県
ごみ総排出量	計画収集量(t)	12,738	203,134	24,542	7,743	23,206	486,554
	直接搬入量(t)	1,302	10,867	4,192	2,236	1,922	64,400
	集団回収量(t)	0	3,010	0	0	0	3,261
	合計(t)	14,040	217,011	28,734	9,979	25,128	554,215
ごみ処理量	直接焼却量(t)	12,421	176,556	22,927	8,030	21,399	432,212
	直接最終処分量(t)	0	6,097	0	0	0	12,124
	焼却以外の中間処理量(t)	1,595	17,818	3,282	1,949	3,226	72,059
	直接資源化量(t)	24	13,250	1,614	0	503	28,140
	合計(t)	14,040	213,721	27,823	9,979	25,128	544,535
中間処理後再生利用量(t)		2,361	9,737	1,258	757	4,806	54,732
リサイクル率(%)		17.0	12.0	10.3	7.6	21.1	15.7
最終処分量(t)		344	30,270	3,582	1,012	320	61,112

注：リサイクル率=(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)×100

〔「環境省一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省 HP、閲覧：令和元年 12 月)より作成〕



## 2. 産業廃棄物の状況

鹿児島県における平成 27 年度の産業廃棄物の処理状況は、表 3.2-18 のとおりである。平成 27 年度の 1 年間の排出量は 8,365 千 t である。

また、対象事業実施区域を中心とした 50km の範囲における中間処理施設及び最終処分場の施設数は表 3.2-19、立地状況は図 3.2-13 のとおりであり、中間処理施設 191 か所、最終処分場 15 か所となっている。

表 3.2-18(1) 産業廃棄物の処理状況（全体：平成 27 年度）

（単位：千 t）

県	排出量	有効利用量	減量化量	最終処分量
鹿児島県	8,365	5,845	2,402	118

〔「鹿児島県廃棄物処理計画」（鹿児島県、平成 28 年）より作成〕

表 3.2-18(2) 産業廃棄物の処理状況（農業を除くもの：平成 27 年度）

県	排出量 (千 t)	中間処理量 (千 t)	処理率 (%)	中間処理の内訳			有効利用量 (千 t)	有効利用率 (%)	最終処分量 (千 t)	最終処分率 (%)
				減量化分 (千 t)	有効利用量 (千 t)	最終処分 (千 t)				
鹿児島県	2,440	2,104	86.2	781	1,257	66	1,543	63.2	117	4.8

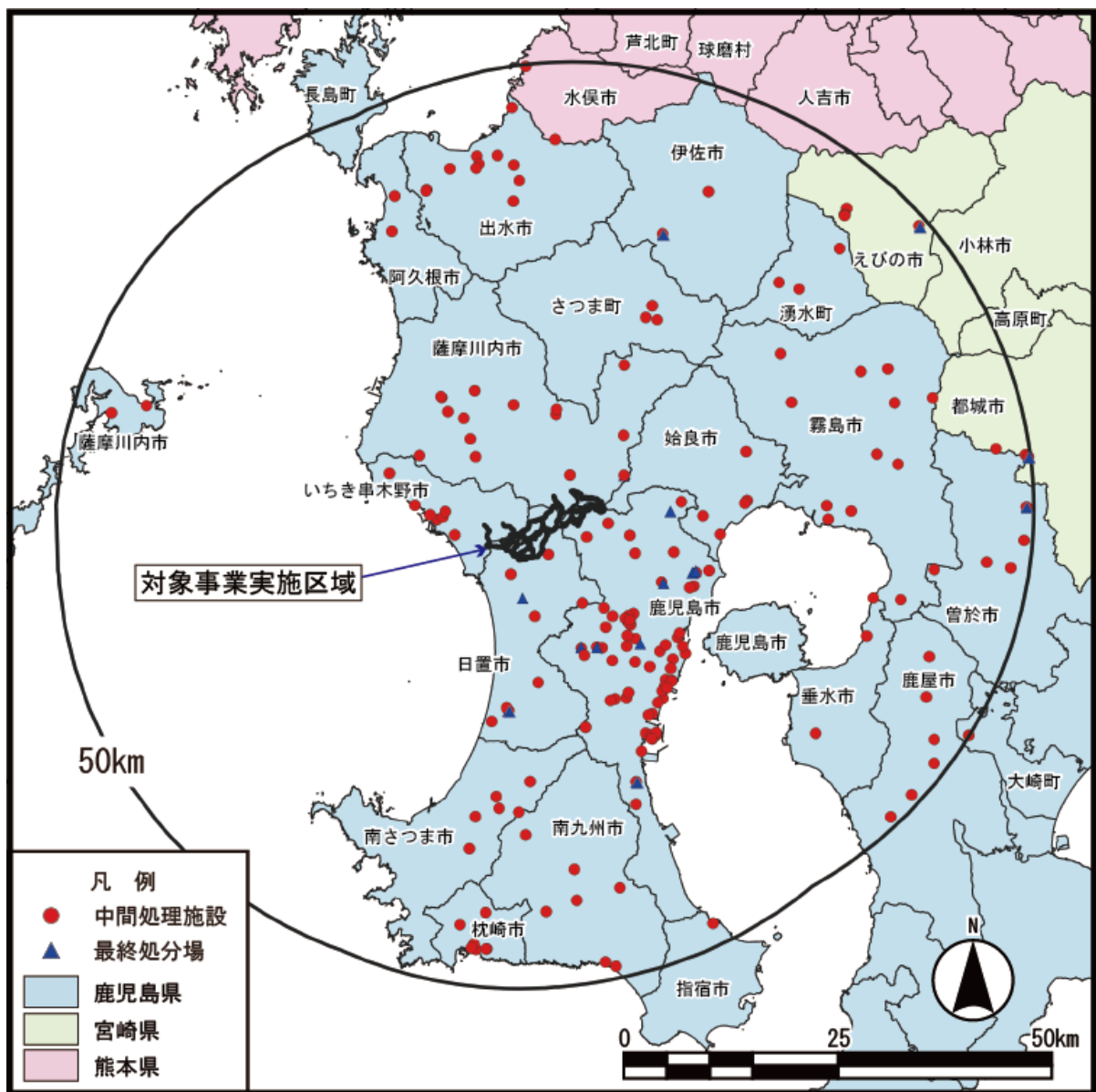
〔「鹿児島県廃棄物処理計画」（鹿児島県、平成 28 年）より作成〕

表 3.2-19 産業廃棄物処理施設数（平成 24 年度）

県	市町	中間処理施設	最終処分場
鹿児島県	鹿児島市	70	8
	鹿屋市	6	0
	枕崎市	7	0
	阿久根市	2	0
	出水市	11	0
	指宿市	1	0
	垂水市	3	0
	薩摩川内市	17	1
	日置市	9	2
	曾於市	5	1
	霧島市	11	0
	いちき串木野市	9	0
	南さつま市	5	0
	南九州市	8	0
	伊佐市	2	1
	始良市	6	0
	さつま町	3	0
	湧水町	3	0
大崎町	1	0	
熊本県	水俣市	2	0
宮崎県	都城市	5	1
	えびの市	5	1
合 計		191	15

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成〕





〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：令和元年12月）より作成〕

図 3.2-13 廃棄物処理施設等の分布状況（50km 範囲）

### 3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

#### 1. 公害関係法令等

##### (1) 環境基準

##### ① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：平成30年6月13日）に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2-20(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については表3.2-20(2)の基準がそれぞれ定められている。

表3.2-20(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

##### 備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日）  
 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日）  
 「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）

より作成

表3.2-20(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

##### 備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日）より作成

## ② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）に基づき定められている。

鹿児島県では表 3.2-21 のとおり地域の類型のあてはめが行われており、対象事業実施区域の周囲には図 3.2-14 のとおり指定地域がある。

また、新幹線鉄道騒音に係る環境基準については表 3.2-22 のとおりである。

表 3.2-21(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：類型 AA：特に静穏を要する地域とされるが、鹿児島県内には該当地域はない。  
 類型 A：都市計画法の用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域  
 類型 B：都市計画法の用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域  
 類型 C：都市計画法の用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域  
 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日）  
 「令和元年版環境白書（資料編）」（鹿児島県、令和元年）より作成

表 3.2-21(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日）より作成

表 3.2-21(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日）より作成

表 3.2-22 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

基準値	
I	II
70 デシベル以下	75 デシベル以下

注：1. I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2. I の環境基準は、午前 6 時から午後 12 時までの間の新幹線鉄道騒音に適用するものとする。

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和 50 年環境庁告示第 46 号、最終改正：平成 12 年 12 月 14 日）より作成



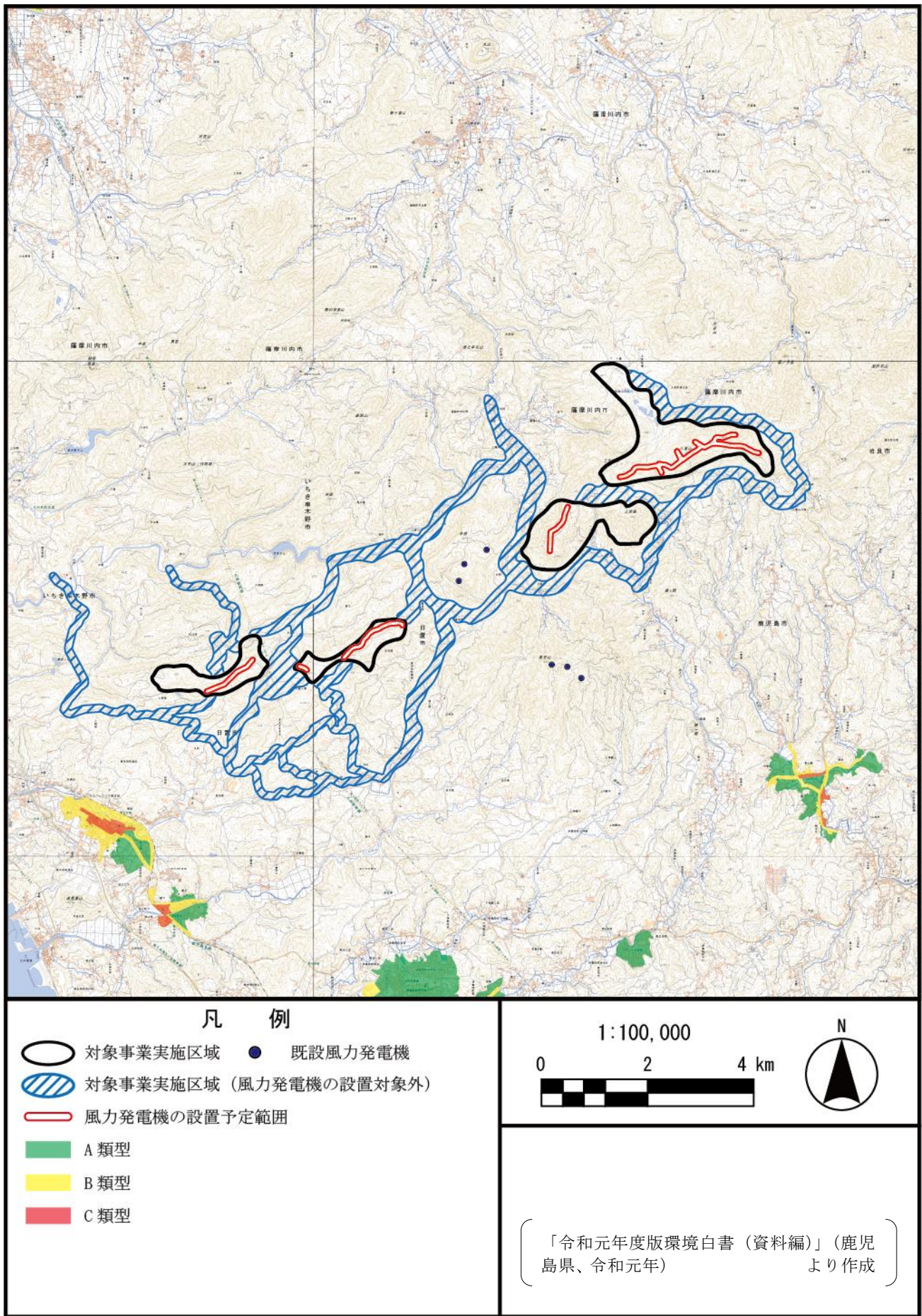


図 3.2-14 騒音に係る環境基準の類型

### ③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：平成30年6月13日）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表3.2-23のとおり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、表3.2-24～表3.2-26のとおり、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。対象事業実施区域及びその周囲において、図3.2-15のとおり五反田川上水道取水口から上流、八房川、大里川、神之川及び甲突川が河川A類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表3.2-27のとおりすべての地下水について定められている。



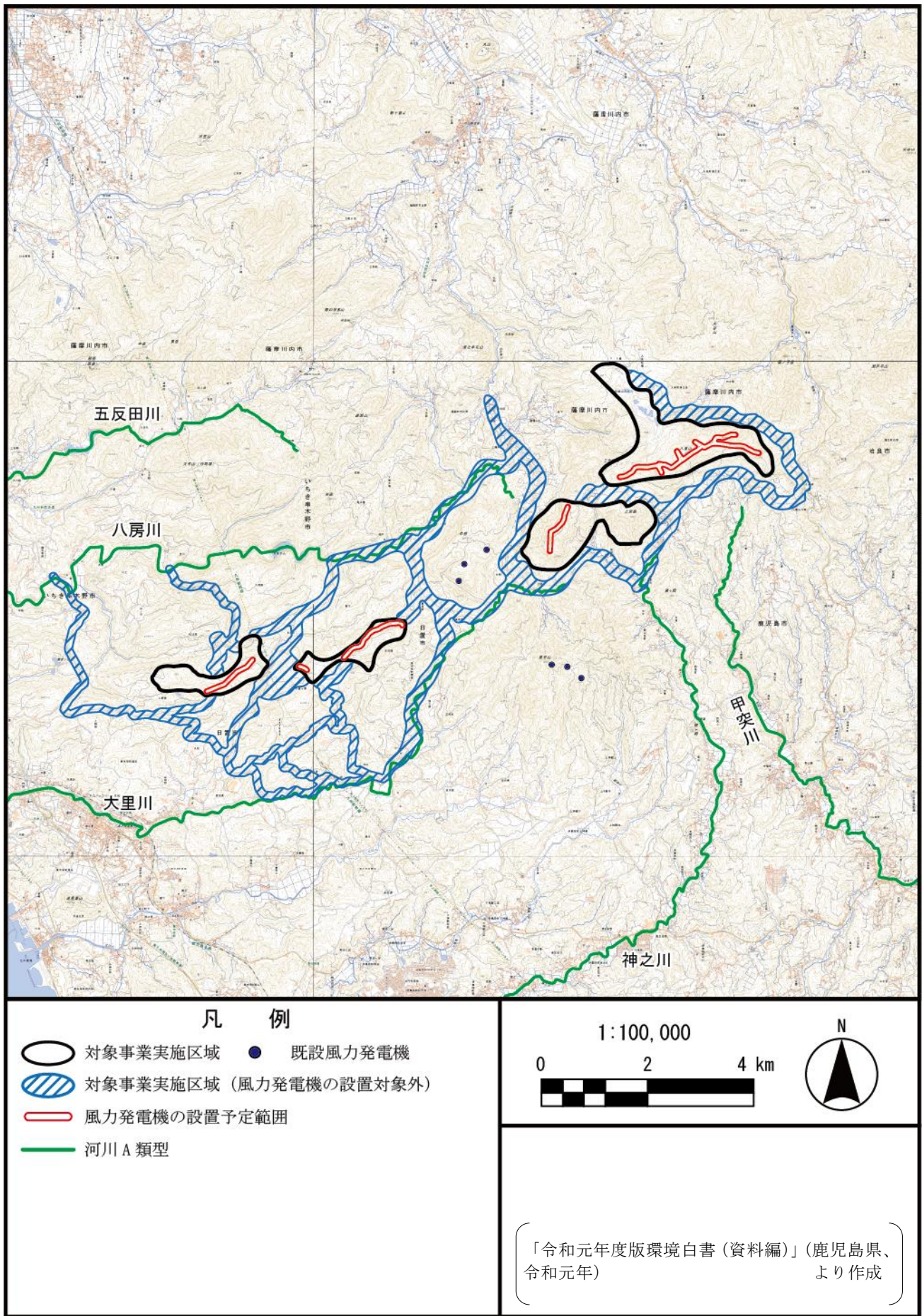


図 3.2-15 水域の環境基準類型指定の状況

表 3.2-23 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：平成31年3月20日）より作成〕

表 3.2-24(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められない こと	2mg/L 以上	—
備考						
1. 基準値は、日間平均値とする。						
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔水質汚濁に係る環境基準について〕（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成

表 3.2-24(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

〔水質汚濁に係る環境基準について〕（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成



表 3.2-25(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2・3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L 以上	—
備考						
<p>1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。</p> <p>2. 基準値は、日間平均値とする。</p> <p>3. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。</p> <p>4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。</p>						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用  
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
 [「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成]

表 3.2-25(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道1・2・3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

備考

- 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が4日間以上である人工湖をいう。
- 基準値は、年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）  
 3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用  
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
 [「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：平成31年3月20日）より作成]

表 3.2-25(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

[「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：平成31年3月20日）より作成]

表 3.2-25(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上	
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	
備考：基準値は、日間平均値とする。			

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成〕

表 3.2-26(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されな いこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成〕

表 3.2-26(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域タイプの指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成〕



表 3.2-26(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成〕

表 3.2-26(4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成〕

表 3.2-27 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン（別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号、最終改正：平成31年3月20日）より作成

#### ④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：平成30年6月13日）に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は表3.2-28のとおりである。

表3.2-28 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</li> <li>カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</li> <li>「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</li> <li>有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</li> <li>1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</li> </ol>

注：環境基準は、汚染がもつぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号、最終改正：平成31年3月20日）より作成〕



⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日)により、表 3.2-29 のとおり定められている。

表 3.2-29 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水 質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合は、必要な調査を実施することとする。	

- 注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。  
 2. 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。  
 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。  
 4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

〔「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：平成 21 年 3 月 31 日)より作成〕

## (2) 規制基準等

### ① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号、最終改正：平成29年1月6日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K値）が定められており、鹿児島市のうち旧吉田町、旧桜島町、旧喜入町、旧郡山町及び旧松元町の区域を除く区域が14.5、薩摩川内市のうち旧川内市の区域が11.5、日置市、いちき串木野市及び始良市を含むその他の区域は17.5となっている。また、ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号、最終改正：平成29年6月2日）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

### ② 騒音

騒音の規制については、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号、最終改正：平成26年6月18日）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの基準は表3.2-30～表3.2-32のとおりである。

鹿児島県では、県知事（市の区域については市長）が用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定を行っており、日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市及び始良市は規制地域に指定されている。なお、対象事業実施区域は第2種区域に指定されており、対象事業実施区域周囲には、第1種区域、第3種区域及び第4種区域の指定がある。

表 3.2-30 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第1種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

備考

- 基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。
- 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次のとおりである。
  - 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
  - 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
  - 第3種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
  - 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

〔令和元年版環境白書（資料編）〕（鹿児島県、令和元年）より作成]

表 3.2-31 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

地域の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの作業時間	連続作業時間	作業日
第1号区域	85 デシベル	午後7時から 翌日の午前7時の 時間内でないこと	10時間を 超えないこと	連続6日を 超えないこと	日曜日 その他の休日 でないこと
第2号区域		午後10時から 翌日の午前6時の 時間内でないこと	14時間を 超えないこと		

注：1. 地域の区分欄の第1号区域、第2号区域とは、次のとおりである。

第1号区域 ア 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

イ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

ウ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域

エ 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル以内の区域

第2号区域 第1号区域以外の騒音規制法に基づく指定区域

2. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」  
 (昭和43年厚生省・建設省告示第1号、最終改正：平成27年4月20日)  
 「令和元年版環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和元年) より作成

表 3.2-32 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
1	a 区域及びb 区域のうち1 車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル

注：1. 幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の道路の敷地境界線から15m、2車線を超える道路の敷地境界線から20mまで)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

2. a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」  
 (平成12年総理府令第15号、最終改正：平成23年11月30日)  
 「令和元年版環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和元年) より作成



### ③ 振動

振動の規制については、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日)に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それらの規制基準及び要請限度は表 3.2-33～表 3.2-35 のとおりである。

鹿児島県では、県知事(市の区域については市長)が用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定を行っており、日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市及び始良市は規制地域に指定されている。なお、対象事業実施区域は第 1 種区域に指定されており、対象事業実施区域の周囲には一部第 2 種区域に指定されている区域がある。

表 3.2-33 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～翌日の午前 8 時)
	第 1 種区域		60 デシベル
第 2 種区域		65 デシベル	60 デシベル

注：1. 基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。

2. 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次のとおりである。

- (1) 第 1 種区域；良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
- (2) 第 2 種区域；住居の用に併せて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

〔「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日)  
「令和元年版環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和元年)より作成〕

表 3.2-34 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

地域の区分	基準値	作業時刻	1 日当たりの 作業時間	連続 作業時間	作業日
第 1 号区域	75 デシベル	午後 7 時から翌日の午前 7 時の 時間内でないこと	10 時間を 超えないこと	連続 6 日を 超えないこと	日曜日 その他の休日 でないこと
第 2 号区域		午後 10 時から翌日の午前 6 時の 時間内でないこと	14 時間を 超えないこと		

備考

1. 第 1 号区域：

- ① 特定工場等に係る区域区分のうち、第 1 種区域及び第 2 種区域のうち原則として都市計画法に基づく工業地域を除く区域
- ② 上記工業地域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲 80 メートル以内の区域
  - ア 学校教育法第 1 条に規定する学校
  - イ 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所
  - ウ 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
  - エ 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館
  - オ 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

2. 第 2 号区域：特定工場等に係る区域のうち、上記第 1 号区域以外の区域

〔「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」  
(昭和 51 年環境庁告示第 90 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日)  
「令和元年版環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和元年)より作成〕

表 3.2-35 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後7時～翌日の午前8時)
第1種区域		65 デシベル	60 デシベル
第2種区域		70 デシベル	65 デシベル

注：1. 第1種区域及び第2種区域とは、特定工場等に係る規制基準の区域と同一である。

2. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

〔「振動規制法」(昭和51年法律第64号、最終改正：平成26年6月18日)  
 「令和元年版環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和元年)より作成〕

#### ④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号、最終改正：平成29年6月2日)に基づき全国一律の排水基準(有害物質28物質、その他15項目)が表3.2-36のとおり定められている。

また、鹿児島県においては「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和48年鹿児島県条例第21号)により、区域に応じた上乘せ排水基準が設定されており、対象事業実施区域及びその周囲において甲突川が設定されている。

なお、本事業においてはこれらが適用される施設は設置しない。

表 3.2-36(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海域 230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg F/L 海域 15 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	<p>1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p>

注：(※) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和元年11月18日）より作成〕



表 3.2-36(2) 水質汚濁に係る一律排水基準（その他の項目）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L(日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120mg/L(日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L(日間平均 8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和 49 年 12 月 1 日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>※「環境大臣が定める湖沼」昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼） 「環境大臣が定める海域」平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域）</p>

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和元年 11 月 18 日）より作成〕

⑤ 悪臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：平成 23 年 12 月 14 日）第 3 条及び第 4 条に基づき鹿児島県知事（市の区域については市長）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用している。

薩摩川内市、いちき串木野市及び始良市においては、表 3.2-37 のとおり特定悪臭物質の濃度による規制が、日置市及び鹿児島市においては表 3.2-38 のとおり臭気指数による規制が行われている。

表 3.2-37(1) 特定悪臭物質に係る規制基準（敷地境界）

（単位：ppm）

地域区分 特定悪臭物質	いちき串木野市、始良市		薩摩川内市		
	A 地域	B 地域	A 地域	B1 地域	B2 地域
アンモニア	1	2	1	2	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.002	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06	0.02	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05	0.01	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03	0.009	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.005	0.02	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.05	0.1	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.05	0.1	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.009	0.03	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.02	0.07	0.07
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	0.009	0.02	0.02
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	0.003	0.006	0.006
イソブタノール	0.9	4	0.9	4	4
酢酸エチル	3	7	3	7	7
メチルイソブチルケトン	1	3	1	3	3
トルエン	10	30	10	30	30
スチレン	0.4	0.8	0.4	0.8	0.8
キシレン	1	2	1	2	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.03	0.07	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.0009	0.002	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.001	0.004	0.004

「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日）  
 「令和元年版環境白書（資料編）」（鹿児島県、令和元年）  
 「悪臭防止法規制地域の指定」（薩摩川内市 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成

表 3.2-37(2) 特定悪臭物質に係る規制基準（排出口）

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに表 3.2-37(1)に掲げる規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日）第 3 条に定める方法により算出して得た流量。
--

〔令和元年版環境白書（資料編）」（鹿児島県、令和元年）より作成〕

表 3.2-37(3) 特定悪臭物質に係る規制基準（排水水）

(単位：mg/L)

特定悪臭物質の種類	排水水の量の区分	いちき串木野市、始良市		薩摩川内市	
		A 地域	B2 地域	A 地域 B1 地域	B2 地域
メチルメルカプタン	$Q \leq 0.001$	0.03	0.06	0.03	0.06
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.007	0.01	0.007	0.01
	$0.1 < Q$	0.002	0.003	0.002	0.003
硫化水素	$Q \leq 0.001$	0.1	0.3	0.1	0.3
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.02	0.07	0.02	0.07
	$0.1 < Q$	0.005	0.02	0.005	0.02
硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.3	2	0.3	2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.07	0.3	0.07	0.3
	$0.1 < Q$	0.01	0.07	0.01	0.07
二硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.6	2	0.6	2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.1	0.4	0.1	0.4
	$0.1 < Q$	0.03	0.09	0.03	0.09

注：Q は工場その他の事業場から敷地外に排出される排水水の量 (m<sup>3</sup>/s) を表す。

「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日)  
 「令和元年版環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和元年)  
 「悪臭防止法規制地域の指定」(薩摩川内市 HP、閲覧：令和元年 12 月) より作成

表 3.2-38(1) 臭気指数に係る規制基準（敷地境界）

区 分	日置市		鹿児島市		
	A 地域	B 地域	A 地域	B 地域	C 地域
臭気指数	12	15	12	15	18

「令和元年版環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和元年)  
 「日置市臭気指数規制の導入(変更)について」(日置市 HP、閲覧：令和元年 12 月) より作成

表 3.2-38(2) 臭気指数に係る規制基準（排出口）

表 3.2-38(1) に掲げる規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則(昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日) 第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数。

「令和元年版環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和元年) より作成

表 3.2-38(3) 臭気指数に係る規制基準（排水水）

表 3.2-38(1) に掲げる規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則(昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日) 第 6 条の 3 に定める方法により算出した臭気指数。

「令和元年版環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和元年) より作成



## ⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づき、表 3.2-39 のとおり、区域の指定に係る基準が定められている。

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（環境省 HP、閲覧：令和元年 12 月）によると、令和元年 12 月 31 日現在、対象事業実施区域及びその周囲には「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市及び始良市において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

表 3.2-39(1) 区域の指定に係る基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：平成 31 年 1 月 28 日）より作成〕

表 3.2-39(2) 区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔土壌汚染対策法施行規則〕（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：平成 31 年 1 月 28 日）より作成

### ⑦ 地盤沈下

地盤沈下については、鹿児島県において、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：平成 12 年 5 月 31 日）に基づく規制地域の指定はない。

### ⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：平成 26 年 6 月 4 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む。）は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

### ⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。また、鹿児島県では、「鹿児島県地球温暖化対策推進条例」（平成 22 年鹿児島県条例第 16 号）に基づき、二酸化炭素の排出量が相当程度多い事業者に対し、温室効果ガス排出抑制計画書の作成、提出を義務付けている。

(3) その他の環境保全計画等

① 鹿児島県

鹿児島県の環境行政の基本的方向については、「鹿児島県環境基本条例」(平成 11 年鹿児島県条例第 10 号)において定められている。この条例は、環境の保全及び形成について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定されたものである。条例の基本理念は表 3.2-40 のとおりである。

また、鹿児島県においては、「鹿児島県環境基本条例」第 11 条第 1 項の規定に基づき、環境の保全及び形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として平成 10 年 3 月に「鹿児島県環境基本計画」が策定され、平成 23 年 3 月には環境を巡る情勢の変化や新たな課題等に適切に対応するため、改定されている。計画期間は平成 23～32 年度の 10 年間とし、「かごしま未来ビジョン」(鹿児島県、平成 20 年)に掲げられている「人と自然が調和する地球にやさしい社会づくり」を目指し、表 3.2-41 のとおり、施策が展開されている。

表 3.2-40 基本理念

基本理念	
1	環境の保全及び形成は、県民の健康で文化的な生活の基盤である健やかでうるおいのある豊かな環境を確保し、その環境が将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。
2	環境の保全及び形成は、自然と人間との共生を基本として、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会が構築されるように適切に行われなければならない。
3	環境の保全及び形成は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっているという認識の下に、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。
4	環境の保全及び形成は、すべての者がそれぞれの立場に応じた役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。

〔「鹿児島県環境基本条例」(平成 11 年鹿児島県条例第 10 号)より作成〕

表 3.2-41 施策の展開

計画の基本目標	施策	
地球を守る脱温暖化への貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温暖化防止に向けた気運の醸成</li> <li>・省エネルギー対策の推進</li> <li>・国際協力等の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス排出削減対策の推進</li> <li>・森林の整備・保全の推進</li> </ul>
地球にやさしい循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進</li> <li>・海岸漂着物対策の推進</li> <li>・フロン対策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の適正処理の推進</li> <li>・公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備推進</li> </ul>
自然あふれる癒しのかごしまづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の保全・活用</li> <li>・緑の空間の保全・整備</li> <li>・景観の形成</li> <li>・水・土壌環境の保全</li> <li>・騒音・振動、悪臭等の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民参加の森林づくりの推進</li> <li>・水辺空間の保全・整備</li> <li>・大気環境の保全</li> <li>・化学物質の環境安全管理</li> <li>・原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全</li> </ul>

〔「鹿児島県環境基本計画」(鹿児島県、平成 23 年)より作成〕



## ② 日置市

日置市では、まちづくりの基本となる「第1次日置総合計画」（日置市、平成18年）の基本理念である「地理的特性と歴史や自然との調和を生かした ふれあいあふれる健やかな都市づくり」を環境面から実現するため、市民、事業者、市の協働により総合的に推進していくための指針として「日置市環境基本計画」（日置市、平成21年）が策定された。計画期間は平成21年度からの10年間としている。

計画の概要は表3.2-42のとおりである。

表 3.2-42 計画の概要

めざす環境の姿	対象とする環境	環境目標
『水と緑と笑顔 があふれる都 市・ひおき』	自然環境	「日本三大砂丘・吹上浜をはじめとした、優れた固有の自然を守り、はぐくむ」 ～自然環境の保全～
	生活環境	「環境負荷の少ない暮らしを実践し、循環型社会を構築する」 ～生活環境の保全～
	地球環境	「エネルギーを有効に利用し、低炭素社会づくりを目指す」 ～地球環境の保全～
	快適環境	「多彩で豊かな歴史や文化資源を活かし、心地良いまちを創る」 ～快適環境の創造～
	環境保全体制	「環境を守り、育てる人をはぐくみ、水と緑と笑顔があふれる都市にする」 ～協働による環境保全の推進～

〔「日置市環境基本計画」（日置市、平成21年）より作成〕

### ③ 鹿児島市

鹿児島市では、将来像と長期的なまちづくりの基本目標を明らかにし、その実現に向けた施策の基本的方向や体系を示した上で、市民と行政がともに考え、ともに行動する協働・連携のまちづくりを進めていくための計画として「第五次鹿児島市総合計画」（鹿児島市、平成24年）が策定された。

都市像と6つの基本目標で構成する「基本構想」の期間を10年間とし、国の動きや社会経済情勢の変化などに柔軟かつ的確に対応するために、基本構想に基づく市政の基本的な計画である「基本計画」を前期・後期それぞれ5年間としている。平成29年度から33年度までの5年間を計画期間とする「後期基本計画」が平成29年に策定された。

計画の概要は表3.2-43のとおりである。

表 3.2-43 計画の概要

都市像	基本目標	基本施策
みんなで作る“人・まち・みどり” 豊かさ”実感都市・かごしま	1 市民と行政が拓く協働と連携のまち 【信頼・協働政策】	1 地域社会を支える協働・連携の推進 2 自主的・自立的な行財政運営の推進
	2 水と緑が輝く人と地球にやさしいまち 【うるおい環境政策】	1 低炭素社会の構築 2 循環型社会の構築 3 うるおい空間の創出 4 生活環境の向上
	3 人が行き交う魅力とにぎわいあふれるまち 【にぎわい交流政策】	1 地域特性を生かした観光・交流の推進 2 中心市街地の活性化 3 地域産業の振興 4 農林水産業の振興
	4 健やかに暮らせる安全で安心なまち 【すこやか安心政策】	1 少子化対策・子育て支援の推進 2 高齢化対策の推進 3 きめ細かな福祉の充実 4 健康・医療の充実 5 生活の安全性の向上 6 総合的な危機管理・防災力の充実
	5 学ぶよろこびが広がる誇りあるまち 【まなび文化政策】	1 学校教育の充実 2 生涯学習の充実 3 市民文化の創造 4 スポーツ・レクリエーションの振興 5 人権尊重社会の形成
	6 市民生活を支える機能性の高い快適なまち 【まち基盤政策】	1 機能性の高い都市空間の形成 2 快適生活の基盤づくり 3 市民活動を支える交通環境の充実

〔「第五次鹿児島市総合計画 後期基本計画」（鹿児島市、平成29年）より作成〕

#### ④ 薩摩川内市

薩摩川内市の環境行政の基本的方向については、「薩摩川内市環境基本条例」(平成 16 年薩摩川内市条例第 171 号)において定められている。この条例は、薩摩川内市の環境の保全について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定されたものである。条例の基本理念は表 3.2-44 のとおりである。

また、薩摩川内市においては「薩摩川内市環境基本条例」第 8 条の規定に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成 19 年 9 月に「薩摩川内市環境基本計画(第 1 期)」が策定されている。その後、平成 26 年度をもって第 1 期計画が終了したため、平成 27～36 年度を対象として「薩摩川内市環境基本計画(第 2 期)」が策定されている。第 2 期計画では、第 1 期計画と同様に目指すべき望ましい環境像として「自然と共生し快適に暮らせるまち 薩摩川内」を掲げ、表 3.2-45 のとおり、望ましい環境像を実現するための基本方針及び施策が示されている。

表 3.2-44 基本理念

基本理念	
1	環境の保全は、市民の健康で文化的な生活を保つために必要な健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
2	環境の保全は、市、事業者及び市民が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組み、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環を基調とする社会を構築することを目的として行われなければならない。
3	地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

〔薩摩川内市環境基本条例〕(平成 16 年薩摩川内市条例第 171 号)より作成]

表 3.2-45 基本計画の体系

環境の 5 分野	基本方針	展開する施策
環境保全活動等	みんなで考え、行動する快適なまちづくり	1 環境教育・環境学習の充実 2 環境保全活動の推進
生活環境	安全・安心な、快適に暮らせるまちづくり	1 大気環境の保全 2 水環境の保全 3 健全な水循環の確保 4 公害等の苦情への適正な対応 5 原子力発電所周辺環境の保全
自然環境	自然にふれあい、共に生きるまちづくり	1 自然環境の保全、自然とのふれあいの推進 2 貴重な生態系の保全 3 森林・農地の保全 4 風景・景観の保全
資源循環	資源を大切にすまちづくり	1 ごみの適正処理、減量化と資源化 2 環境美化の推進 3 不法投棄対策の強化、漂着ごみ対策
地球環境	地球を大切にすまちづくり	1 地球温暖化を防止する意識の向上 2 省エネルギーの推進 3 次世代エネルギーの普及 4 移動手段の低炭素化 5 都市の低炭素化

〔薩摩川内市環境基本計画(第 2 期)〕(薩摩川内市、平成 28 年)より作成]

### ⑤ いちき串木野市

いちき串木野市では、都市基盤・生活環境の整備、産業・経済の活性化、文化・教育の振興、国際化等、いちき串木野市の発展と市民福祉の向上を図るため、市民が主役のまちづくりの実現を目的とした「いちき串木野市自治基本条例」（平成 25 年いちき串木野市条例第 32 号）に基づき市民の参画を得て、いちき串木野市の進むべき方向についての基本的な指針となる「いちき串木野市第 2 次総合計画」（いちき串木野市、平成 29 年）が策定された。

将来都市像（めざすべき都市像）として「ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち」とし、計画期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までとしている。基本計画の体系は表 3. 2-46 のとおりである。

表 3. 2-46 基本計画の体系

基本理念	将来都市像	基本方針
<p>住み続けたいまち 住んでみたいまちづくり</p>	<p>ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち</p>	①市民と行政とのパートナーシップによる『共生・協働のまちづくり』
		②健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』
		③世界に羽ばたく力強い産業が展開する『活力ある産業のまちづくり』
		④利便性が高く美しいまちを創造する『快適な環境のまちづくり』

〔「いちき串木野市第 2 次総合計画」（いちき串木野市、平成 29 年）より作成〕



## ⑥ 始良市

始良市では、「始良市環境基本条例」（平成 24 年始良市条例第 10 号）に基づき、次世代によりよい環境を残すために、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ること目的とし、「始良市環境基本計画」（始良市、平成 26 年）が策定された。

計画期間は平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とし、目指す環境像を「地域の恵みを受けた暮らしと持続可能な社会が実現し、県内一くらしやすいまち あいら」としている。施策の体系は表 3.2-47 のとおりである。

表 3.2-47 施策の体系

環境像	基本方針	基本施策
地域の恵みを受けた暮らしと持続可能な社会が実現し、県内一くらしやすいまち あいら	【低炭素社会の構築】 1 地域の資源を活用し、効率的にエネルギーを使うまちづくり	1 省エネルギーの推進
		2 再生可能エネルギーの利用促進
	【循環型社会の構築】 2 “ごみ＝貴重な資源”が循環する、地球にやさしいまちづくり	1 ごみの減量化・再資源化
		2 不法投棄の防止
	【自然共生社会の構築】 3 多様な自然や生きものとともに暮らすまちづくり	1 地形・地質の保全
		2 重要地域の保全
		3 里地里山の保全
		4 希少野生生物の保全
		5 自然とのふれあいの場の確保
	【生活環境の保全】 4 健康な暮らしを支える快適な環境のまちづくり	1 水資源の保全
		2 大気環境の保全
		3 騒音・振動防止対策の推進
	【環境教育・環境学習・環境保全活動の推進】 5 地域と地球の環境に貢献する人づくり	1 学校での環境教育の推進
		2 地域での環境学習の推進
		3 環境保全活動の推進

〔「始良市環境基本計画」（始良市、平成 26 年）より作成〕

## 2. 自然関係法令等

### (1) 自然保護関係

#### ① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）に基づく自然公園の指定状況は、表 3.2-48 及び図 3.2-16 のとおりであり、「蘭牟田池県立自然公園」及び「吹上浜金峰山県立自然公園」が指定されている。

また、自然公園の地種区分は表 3.2-49 のとおりである。

表 3.2-48 自然公園の概要

名称 (指定年月日)	面積	概要	関係市町
蘭牟田池県立自然公園 (昭和 28 年 3 月 31 日)	3,938ha	蘭牟田池と住吉池及びその周辺地域（蒲生の大クス、帖佐臥竜梅）が指定されている。蘭牟田池は、飯盛山の噴火により火口に水を堰塞してできた蘭牟田火山の中央部にある火口湖で、周囲約 4km、水深約 3.5m の浅池である。湖面には低層湿原の浮上による浮島が見られ、特殊な植物が多く生育している。暖地で泥炭が形成されるのは珍しく、国の天然記念物にも指定されている。平成 17 年 11 月に、ラムサール条約に基づく国際的に重要な湿地として登録された。	薩摩川内市、 さつま町、 始良市
吹上浜金峰山県立自然公園 (昭和 28 年 3 月 31 日)	3,736ha	いちき串木野市羽島崎から南さつま市相星川河口に至る東シナ海に面した約 47km に及ぶ弧状の砂丘海岸地帯と金峰山が指定されている。地形の高低や幅など変化が多く、砂丘美と規模の広大な景観は、鳥取砂丘、九十九里浜と並ぶ日本三大砂丘の一つとなっている。	南さつま市、 日置市、いち き串木野市

〔「県内の自然公園」(鹿児島県 HP、閲覧：令和元年 12 月)より作成〕

表 3.2-49 自然公園の地種区分について

地種区分	説明
特別保護地区	公園の中で特に優れた風致景観を有する地域であり、嚴重に景観の維持を図る必要のある地区
第 1 種特別地域	特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域で、現在の景観を極力保護することが必要な地域
第 2 種特別地域	第 1 種特別地域及び第 3 種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域
第 3 種特別地域	特別地域のうちでは、風致を維持する必要性が比較的低い地域であり、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域
海域公園地区	熱帯魚、サンゴ、海藻などの生物や海底地形が特にすぐれている地区
普通地域	景観上特別地域と一体をなす地域内の集落地・農耕地等で、風景の保護を図る必要のある地域（海面含む）

注：県立自然公園においては、特別保護地区及び海域公園地区の制度はない。

〔「自然公園制度」(鹿児島県 HP、閲覧：令和元年 12 月)より作成〕

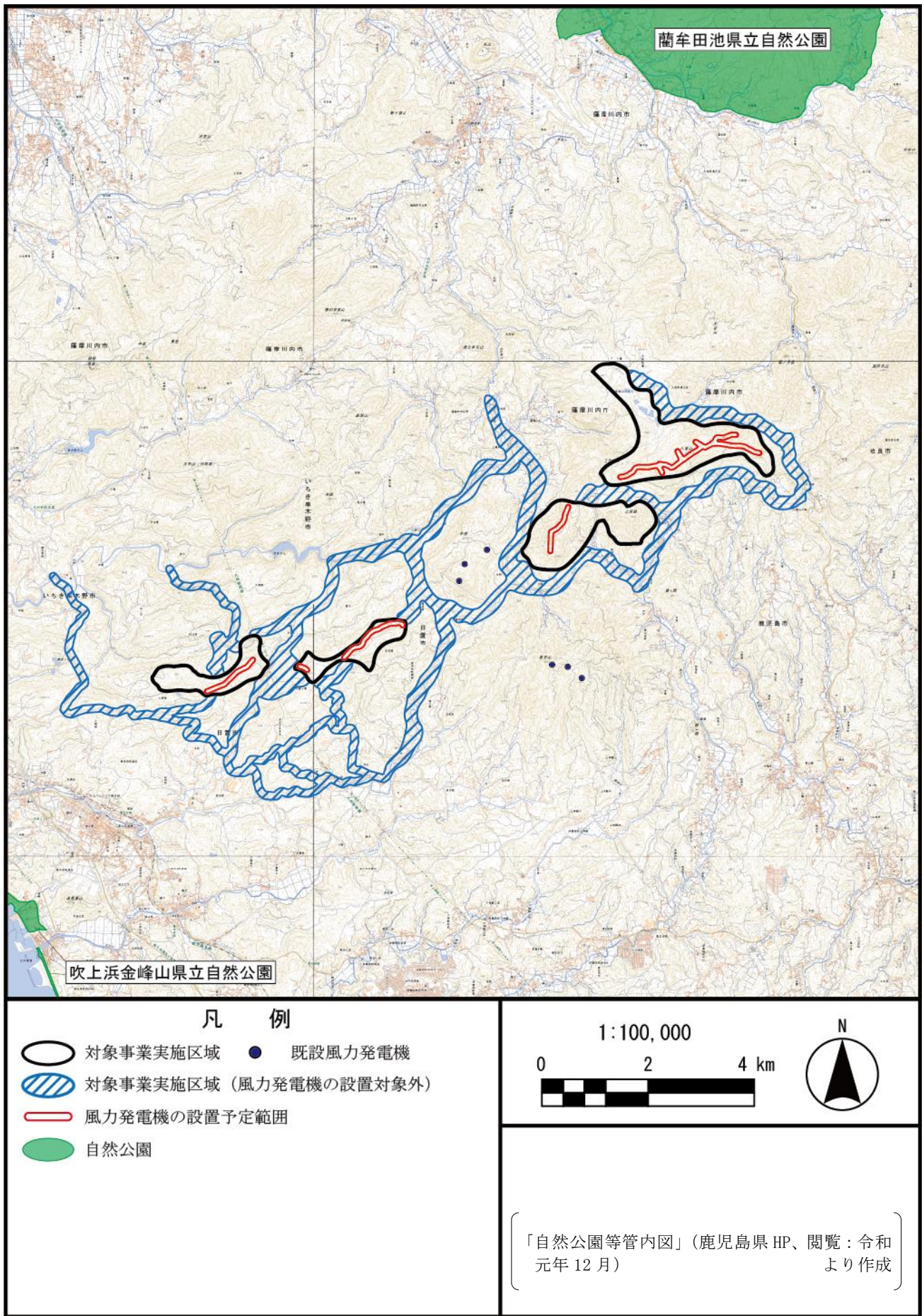


図 3.2-16 自然公園の状況



② 自然環境保全法に基づく保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：平成 31 年 4 月 26 日）に基づく自然環境保全地域はない。

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）第 11 条 2 の世界遺産一覧表に基づく自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：平成 30 年 6 月 27 日）の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日）に基づく鳥獣保護区は、表 3.2-50 及び図 3.2-17 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に鳥獣保護区がある。

表 3.2-50 鳥獣保護区の指定状況

名称	所在地	指定区分	期限
遠見番山	日置市	森林鳥獣生息地	令和 7 年 10 月 31 日
滝の山	薩摩川内市	身近な鳥獣生息地	令和 11 年 10 月 31 日
丸山公園	薩摩川内市	身近な鳥獣生息地	令和 10 年 10 月 31 日
清浦ダム	薩摩川内市	身近な鳥獣生息地	令和 6 年 10 月 31 日
観音ヶ池	いちき串木野市	身近な鳥獣生息地	令和 5 年 10 月 31 日

〔「平成 30 年度鹿児島県鳥獣保護区等位置図」（鹿児島県 HP、閲覧：令和元年 12 月）  
「鹿児島県環境林務部自然保護課へのヒアリング」（実施：令和元年 12 月）より作成〕

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）に基づく生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）に基づく湿地の区域はない。



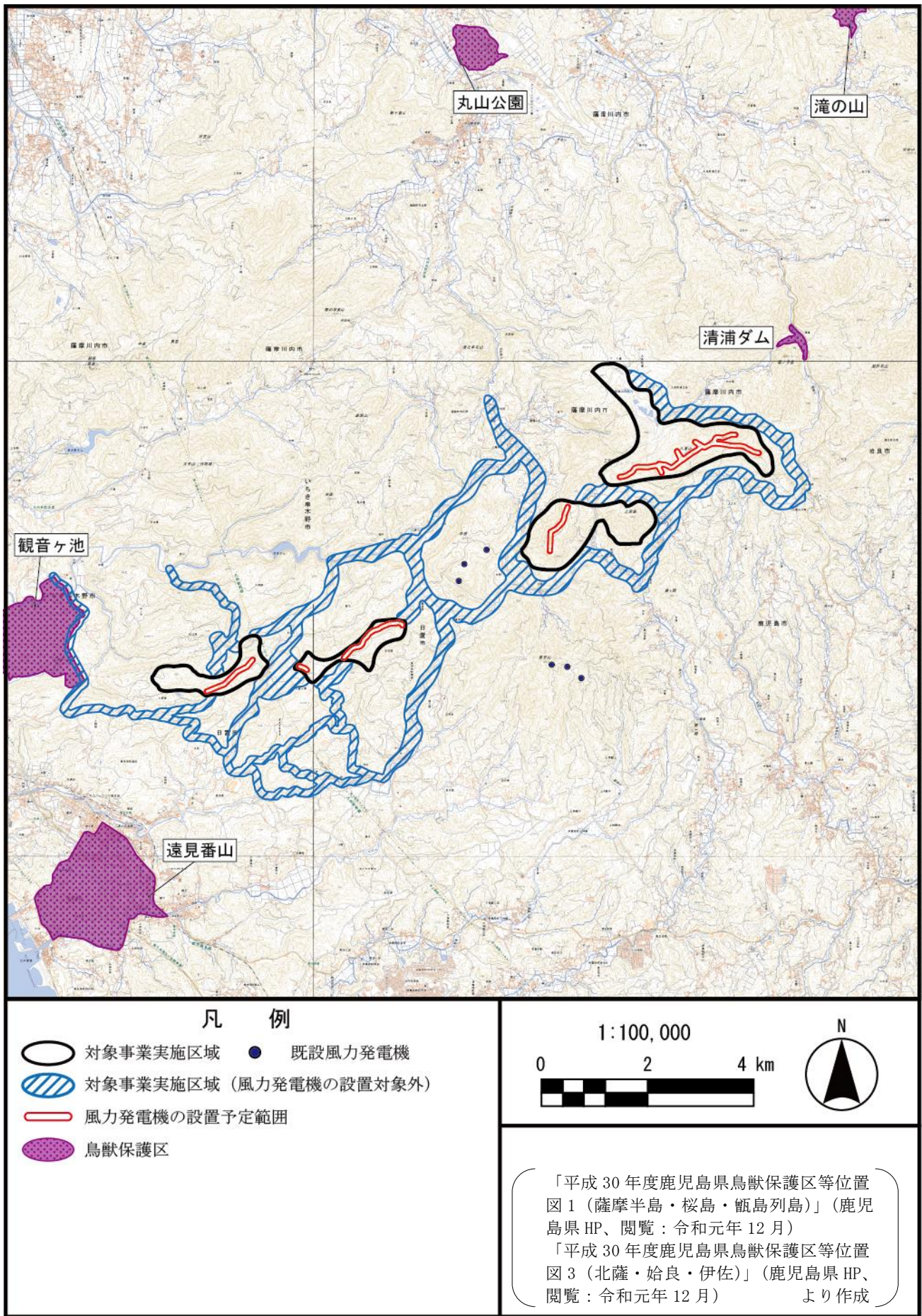


図 3.2-17 鳥獣保護区の指定状況

## (2) 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日）等に基づく史跡・天然記念物の状況は、表 3.2-51 及び図 3.2-18 のとおりである。

また、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 3.2-52 及び図 3.2-19 のとおりである。

表 3.2-51 史跡・天然記念物の状況

指定区分	種類	名称	所在地
国	史跡	清色城跡	薩摩川内市入来町浦之名
	天然記念物	薩摩鶏	鹿児島市内一円
		地頭鶏	鹿児島市内一円
		ヤッコソウ発生地	日置市東市来町湯田 3878
		永利のおガタマノキ	薩摩川内市永利町石神 106-1
県	史跡	来迎寺跡墓塔群	いちき串木野市大里 1197
		市来貝塚	いちき串木野市川上
県	天然記念物	仙人岩の植物群落	いちき串木野市冠岳 1352
	日置市	史跡	島津立久公墓地跡
伊作田兵部大夫道材の墓地			日置市東市来町伊作田 2535
かくれ念仏洞穴			日置市東市来町長里 5311
麦生田平等寺跡史跡の入定窟および石塔を含む 25 平方メートル			日置市伊集院町麦生田 42
大明寺跡の石塔			日置市来町湯田 4010-2
市来鶴丸城跡			日置市東市来町長里 361-1
鹿児島市	史跡	常盤五輪塔群	鹿児島市郡山町 3136
薩摩川内市	史跡	上野氏関係石塔群	薩摩川内市百次町
		祢礼北六地藏塔	薩摩川内市樋脇町塔之原
		市比野駅の跡	薩摩川内市樋脇町市比野
		玄豊寺跡石塔群	薩摩川内市樋脇町市比野
		阿弥陀殿の岩仏	薩摩川内市樋脇町市比野
		牛鼻の逆修塔群	薩摩川内市樋脇町市比野
		後醍院源良任之墓	薩摩川内市樋脇町和田
		いくさ墓	薩摩川内市入来町浦之名
		渋谷有重の墓塔	薩摩川内市入来町浦之名
		大永板碑	薩摩川内市入来町浦之名
		天文板碑	薩摩川内市入来町浦之名
		麓下の三十三観音塔	薩摩川内市入来町浦之名
		神籠岳の環状列石	薩摩川内市入来町浦之名
		栗下磨崖仏	薩摩川内市入来町浦之名
	般者殿墓	薩摩川内市入来町浦之名	
	天然記念物	鷹之巣神社のイチイガシ	薩摩川内市入来町浦之名
鷹之巣神社のナギ		薩摩川内市入来町浦之名	
いちき串木野市	史跡	来迎寺墓塔群（丹後局の墓ほか）	いちき串木野市大里
		川上城跡	いちき串木野市川上
		岩屋観音	いちき串木野市湊町
		川野家武家門	いちき串木野市川上
	川上中組墓塔群	いちき串木野市川上	
天然記念物	冠岳小学校の蘇鉄	いちき串木野市冠嶽	

「鹿児島県内の国及び県指定文化財等一覧」（鹿児島県 HP、閲覧：令和元年 12 月）

「文化財・伝統芸能」（日置市 HP、閲覧：令和元年 12 月）

「観光ナビ」（日置市観光協会 HP、閲覧：令和元年 12 月）

「鹿児島市内の指定文化財等一覧表（平成 31 年 4 月 1 日現在）」（鹿児島市 HP、閲覧：令和元年 12 月）

「薩摩川内市地図サービス 観光情報マップ」（薩摩川内市 HP、閲覧：令和元年 12 月）

「いちき串木野市文化財マップ」（いちき串木野市 HP、閲覧：令和元年 12 月）

より作成







表 3. 2-52(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	遺跡名	所在地	時 代
1	尾木場	日置市東市来町養母尾木場	弥生時代、古墳時代、近世
2	枯松ヶ迫	日置市東市来町養母枯松ヶ迫	弥生時代、中世、近世
3	端丸	日置市東市来町養母端丸	縄文時代、近世
4	弓場ヶ迫	日置市東市来町養母弓場ヶ迫	縄文時代、弥生時代、古墳時代、中世
5	中ノ上	日置市東市来町養母中ノ上	弥生時代、古墳時代
6	西宮持原	日置市東市来町養母	古墳時代、中世
7	楠生	日置市東市来町養母	中世
8	狩集	日置市東市来町養母狩集	古墳時代
9	立野岡	日置市東市来町養母立野岡ほか	古墳時代、中世
10	比良見	日置市東市来町養母比良見ほか	中世、近世
11	竹山	日置市東市来町養母竹山ほか	中世、近世
12	荻陣ヶ原	日置市東市来町養母荻陣ヶ原	古墳時代、中世、近世
13	伊勢後	日置市東市来町養母伊勢後	古墳時代、中世、近世
14	ハシカキ	日置市東市来町養母ハシカキ	縄文時代、縄文時代 晩期
15	伊勢ノ上	日置市東市来町養母伊勢ノ上	古墳時代
16	仮牧段	日置市東市来町養母字仮牧段	縄文時代、縄文時代 早期、古墳時代
17	東下原	日置市東市来町養母東下原ほか	旧石器時代、古代、古代 奈良、古代 平安
18	上二月田	日置市東市来町上二月田	縄文時代、縄文時代 早期、弥生時代
19	坂元	日置市東市来町養母坂元	縄文時代、古墳時代、中世、近世
20	椿ヶ原	日置市東市来町養母椿ヶ原ほか	弥生時代、古墳時代、中世、近世
21	下西原	日置市東市来町養母字下西原	縄文時代
22	悪坂	日置市東市来町湯田悪坂ほか	古墳時代、中世
23	上松葉佐	日置市東市来町湯田上松葉佐	古墳時代、近世
24	磐石	日置市東市来町養母磐石	古墳時代、中世、近世
25	松葉佐	日置市東市来町湯田松葉佐	古墳時代、近世
26	上床	日置市東市来町湯田上床ほか	古墳時代、近世
27	半太郎堀	日置市東市来町上野東半太郎	縄文時代、縄文時代 早期
28	西丸牧	日置市東市来町湯田西丸牧ほか	古墳時代、中世
29	勝橋	日置市東市来町湯田勝橋	弥生時代、古墳時代
30	外戸之口	日置市東市来町丸牧湯田	古代、近世
31	内ノ田	日置市東市来町湯田皆田東	古代
32	下ノ段	日置市東市来町皆田東湯田	縄文時代、弥生時代、古墳時代、古代、中世、近世
33	下ノ段	日置市東市来町湯田下ノ段	弥生時代、古墳時代、中世
34	岩平	日置市東市来町湯田岩平	弥生時代、古墳時代
35	麦田	日置市東市来町湯田麦田ほか	古墳時代、近世
36	半ヶ原	日置市東市来町養母半ヶ原ほか	弥生時代、古墳時代、中世、近世
37	平波江	日置市東市来町湯田平波江	古墳時代
38	麻畑	日置市東市来町湯田麻畑ほか	弥生時代、古墳時代
39	市右衛門堀	日置市東市来町湯田市右衛門堀ほか	弥生時代、古墳時代、中世

表 3.2-52(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	遺跡名	所在地	時代
40	市ノ原	日置市東市来町湯田上市ノ原ほか	旧石器時代、縄文時代、弥生時代、古墳時代、古代、中世、近世
41	古城跡	日置市東市来町長里字古城原	縄文時代、縄文時代 晩期、弥生時代、古墳時代
42	柳ノ下	鹿児島市郡山岳町字柳ノ下	縄文時代
43	屋形尾	鹿児島市郡山町字屋形尾	縄文時代、中世
44	海江田鼻	鹿児島市郡山町字海江田鼻	縄文時代
45	峠	鹿児島市郡山町字笹ノ段	縄文時代、縄文時代 早期
46	小浦原	鹿児島市郡山町字小浦原	縄文時代、中世
47	大浦原	鹿児島市郡山町字大浦原	縄文時代、中世
48	堂ノ迫 A	鹿児島市郡山町字堂ノ迫	縄文時代、近世
49	堂ノ迫 B	鹿児島市郡山町字堂ノ迫	近世
50	中原	鹿児島市郡山町字中原	縄文時代、中世
51	仁田原	鹿児島市郡山町字仁田原	縄文時代、弥生時代、中世
52	菅牟田	鹿児島市郡山町字菅牟田	縄文時代、近世
53	前畑	鹿児島市郡山岳町字前畑	縄文時代、古代、中世、近世
54	北原	鹿児島市郡山町字北原	中世
55	常盤五輪塔群	鹿児島市郡山町	中世、中世 鎌倉
56	岩下	薩摩川内市樋脇町市比野藤本	旧石器時代、縄文時代
57	石坂	薩摩川内市樋脇町市比野藤本	縄文時代
58	石坂	薩摩川内市樋脇町市比野藤本	縄文時代
59	柿ノ谷	いちき串木野市川上柿ノ谷	—
60	久保野入角	いちき串木野市川上久保野入角	古墳時代、中世
61	銚ノ谷	いちき串木野市川上銚ノ谷	弥生時代、古墳時代
62	前平木場	いちき串木野市川上前平木場	古墳時代、中世、近世
63	中島	いちき串木野市川上中島	縄文時代、古墳時代、中世
64	尾猫原	いちき串木野市上名	縄文時代、古代、中世
65	河上城跡	いちき串木野市川上中組	中世
66	小牟田	いちき串木野市川上才野ヶ原	—
67	鳩越	いちき串木野市大里鳩越	古墳時代、近世
68	大谷山	いちき串木野市川上大谷山	—
69	上ノ原	いちき串木野市大里島内	—
70	鍋ヶ城跡	いちき串木野市大里木場迫	縄文時代、縄文時代 草創期、縄文時代 早期、縄文時代 晩期、古代、古代平安、中世、中世 鎌倉、中世 南北朝、中世 室町、中世 戦国
71	来迎寺	いちき串木野市大里来迎寺	縄文時代、中世
72	妙見前	いちき串木野市大里妙見前ほか	古墳時代、中世、近世
73	東園	いちき串木野市大里東園ほか	古墳時代、中世、近世
74	松生	姶良市蒲生町白男・松生	古墳時代、古代、古代 奈良、古代 平安

注：「—」は出典に記載がないものを示す。

〔埋蔵文化財情報データベース〕（鹿児島県立埋蔵文化財センター、閲覧：令和元年12月）より作成

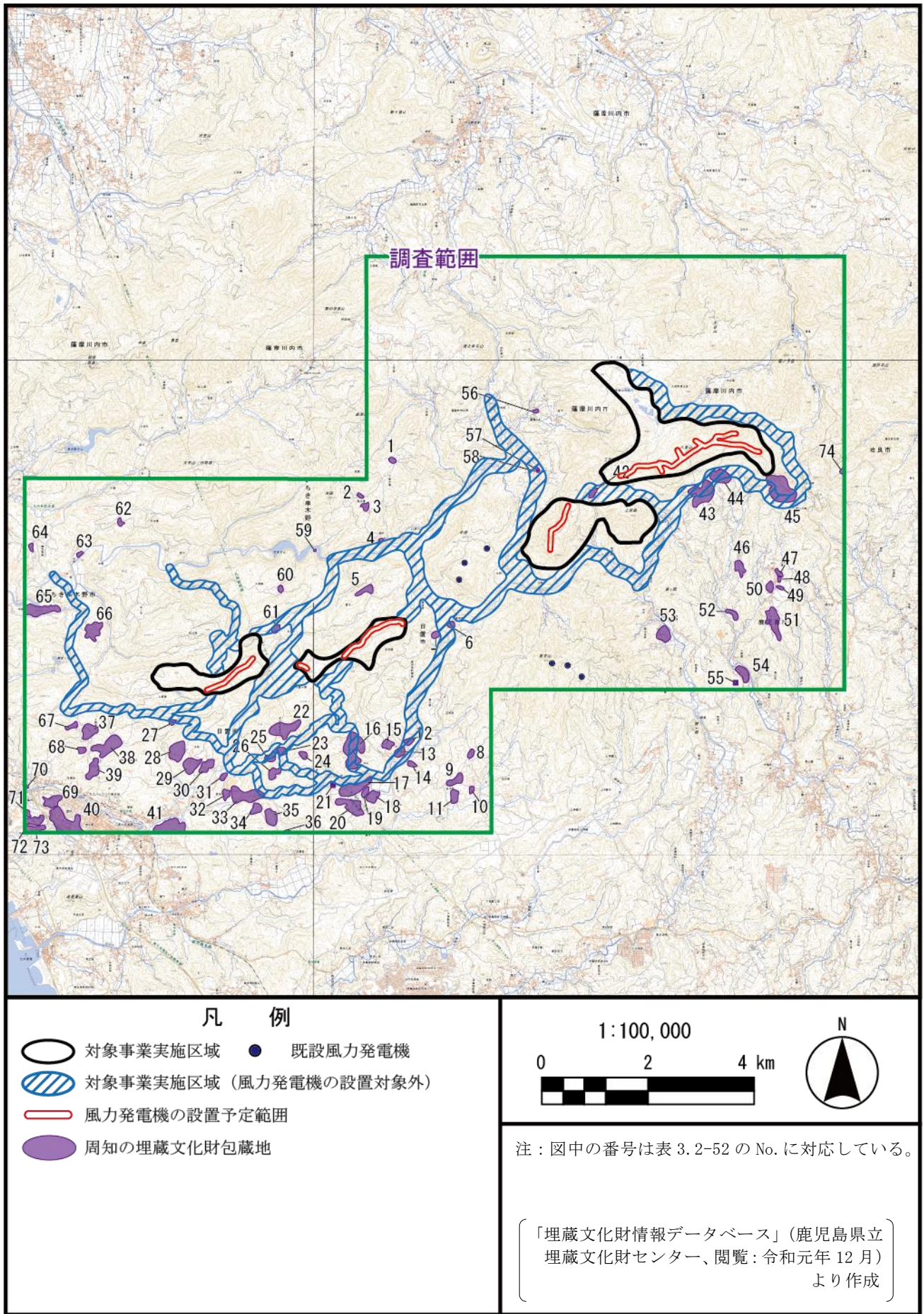


図 3.2-19 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況



### (3) 景観保全関係

#### ① 景観計画区域

鹿児島県においては、「景観法」(平成16年法律第110号、最終改正:平成30年6月8日)に基づき、県内の全ての市町村が景観行政団体となっている。また、鹿児島県においては、「鹿児島県景観条例」(平成19年鹿児島県条例第62号)に基づき、市町村が景観計画の策定等を行う際の参考となる指針として「鹿児島県景観形成ガイドライン」(鹿児島県、平成20年)が策定されている。

鹿児島市及び薩摩川内市においては、「鹿児島市景観条例」(平成19年鹿児島市条例第68号)、「鹿児島市景観計画」(鹿児島市、平成20年)、「薩摩川内市景観条例」(平成20年薩摩川内市条例第42号)、「薩摩川内市ふるさと景観計画」(薩摩川内市、平成27年改正)が策定されており、両市の全域が景観計画区域に指定されている。

なお、日置市、いちき串木野市及び始良市においては、令和元年12月現在、景観条例及び景観計画の策定はない。

#### ② 風致地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」(昭和43年法律第100号、最終改正:平成30年4月25日)により指定された風致地区はない。

#### ③ その他の景観保全計画等

鹿児島県においては、風力発電施設の建設に当たっては景観上の影響が広域に及ぶことが予想されることから、「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」(鹿児島県、平成22年)が策定されている。本ガイドラインにおける、事業者が遵守すべき基準は、表3.2-53のとおりである。

表 3.2-53 事業者が遵守すべき基準

(1) 風力発電施設の建設地の選定に当たっては、地域の自然及び歴史・文化的環境と調和した景観が保全されるよう配慮するものとする。
(2) 風力発電施設の建設等に当たっては、次の点について配慮するものとする。 ア 主要な眺望景観を阻害しないこと。 イ 地域固有の景観を阻害しないこと。 ウ その他、周囲の景観との調和を図ることとし、特に次の点に留意すること。 (ア) 位置については、山の稜線を乱さないようにすること。 (イ) 色彩については、白又は薄い灰色を基調とすること。ただし、他法令の規定により着色が義務付けられている場合は、この限りではない。
(3) 風力発電施設の建設等の予定地が所在する市町村及び主要な眺望点又は地域固有の景観を望める視点場が位置する市町村において、景観法第8条1項に規定する景観計画が策定されている場合には、当該景観計画との整合を図るものとする。

注:1. 「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源<sup>\*</sup>を眺望する景観をいう。

景観資源<sup>\*</sup>…山岳や湖沼等に代表される自然景観資源及び歴史的文化的価値のある人文景観資源(社寺、城趾、歴史的まちなみ等)をいう。

2. 「主要な眺望点」とは、建設等を行う地域周辺に存在する不特定多数の者が利用する場所のうち、風力発電施設を望むことができる場所(広場、休憩所、展望台等)をいう。

3. 「地域固有の景観」とは、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される景観で、地域内外で一定の知名度を有する、又は地域住民が特別な愛着を持っている、地域の代表的な景観をいう(山並みや海岸線等)。

4. 「主要な眺望点」及び「主要な眺望景観」の選定に当たっては、NEDO作成の「風力発電のための環境影響評価マニュアル」を参照すること。

〔「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」(鹿児島県、平成22年)より作成〕



#### (4) 国土防災関係

##### ① 森林法に基づく保安林等

「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：平成 30 年 6 月 1 日)に基づく保安林の指定状況は図 3.2-20 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に保安林がある。

また、対象事業実施区域及びその周囲においては、地域森林計画の対象となっている民有林が存在しており、森林法に基づき、地域森林計画の対象森林において 1ha 以下の開発の場合は市町村長に伐採届出の提出(法第 10 条の 8)、1ha を超える開発の場合は林地開発の許可(法第 10 条の 2)が必要である。

##### ② 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号、最終改正：平成 25 年 11 月 22 日)に基づく砂防指定地は図 3.2-21 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に砂防指定地がある。

##### ③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：平成 17 年 7 月 6 日)に基づく急傾斜地崩壊危険区域は図 3.2-21 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に急傾斜地崩壊危険区域がある。

##### ④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲における「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日)に基づく地すべり防止区域は図 3.2-21 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に地すべり防止区域がある。

##### ⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号、最終改正：平成 29 年 5 月 19 日)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は図 3.2-22 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域がある。

##### ⑥ 海岸法に基づく海岸保全区域

対象事業実施区域及びその周囲における「海岸法」(昭和 31 年法律第 101 号、最終改正：平成 30 年 12 月 14 日)に基づく海岸保全区域は図 3.2-21 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に海岸保全区域がある。

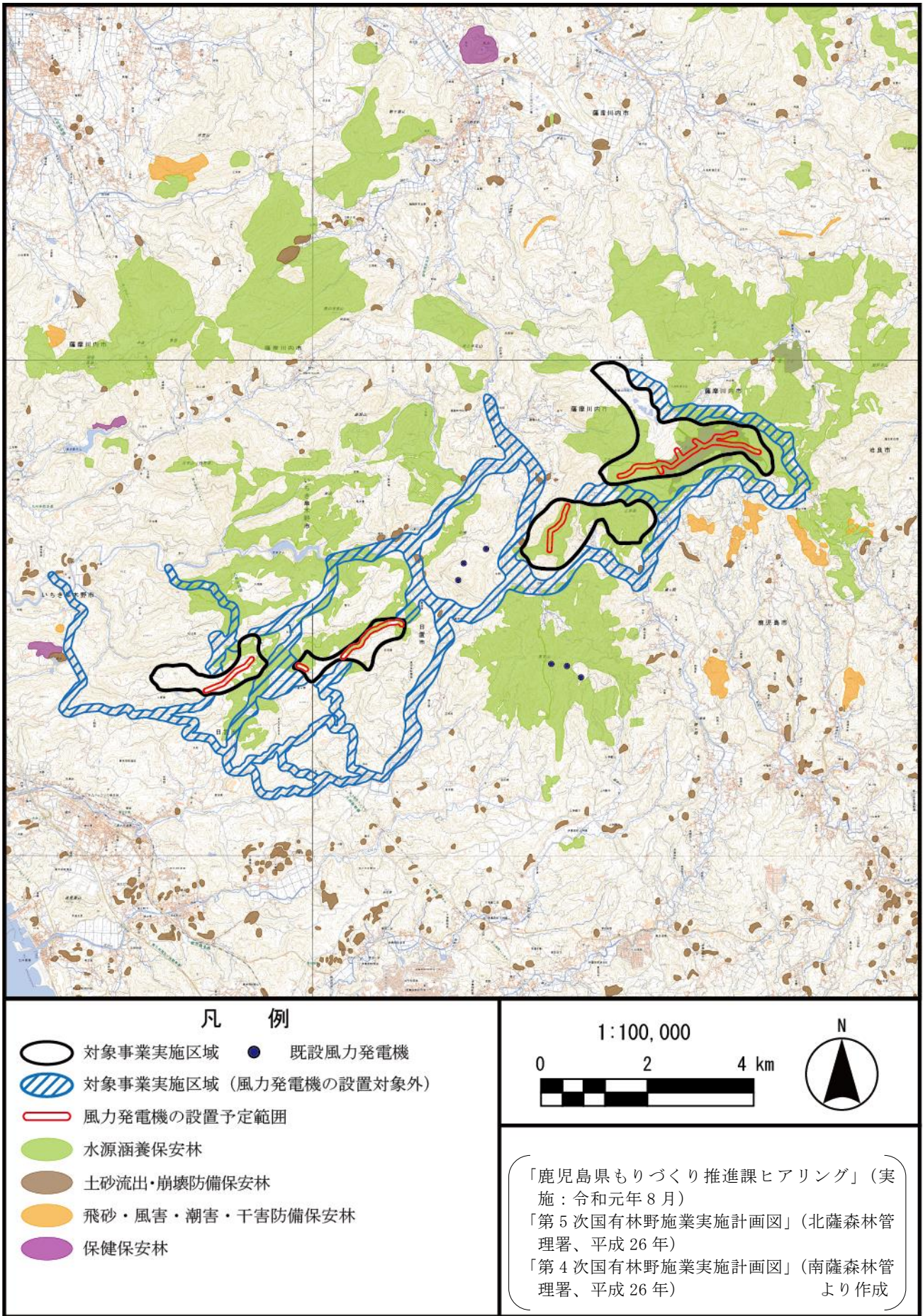


図 3.2-20 保安林の指定状況



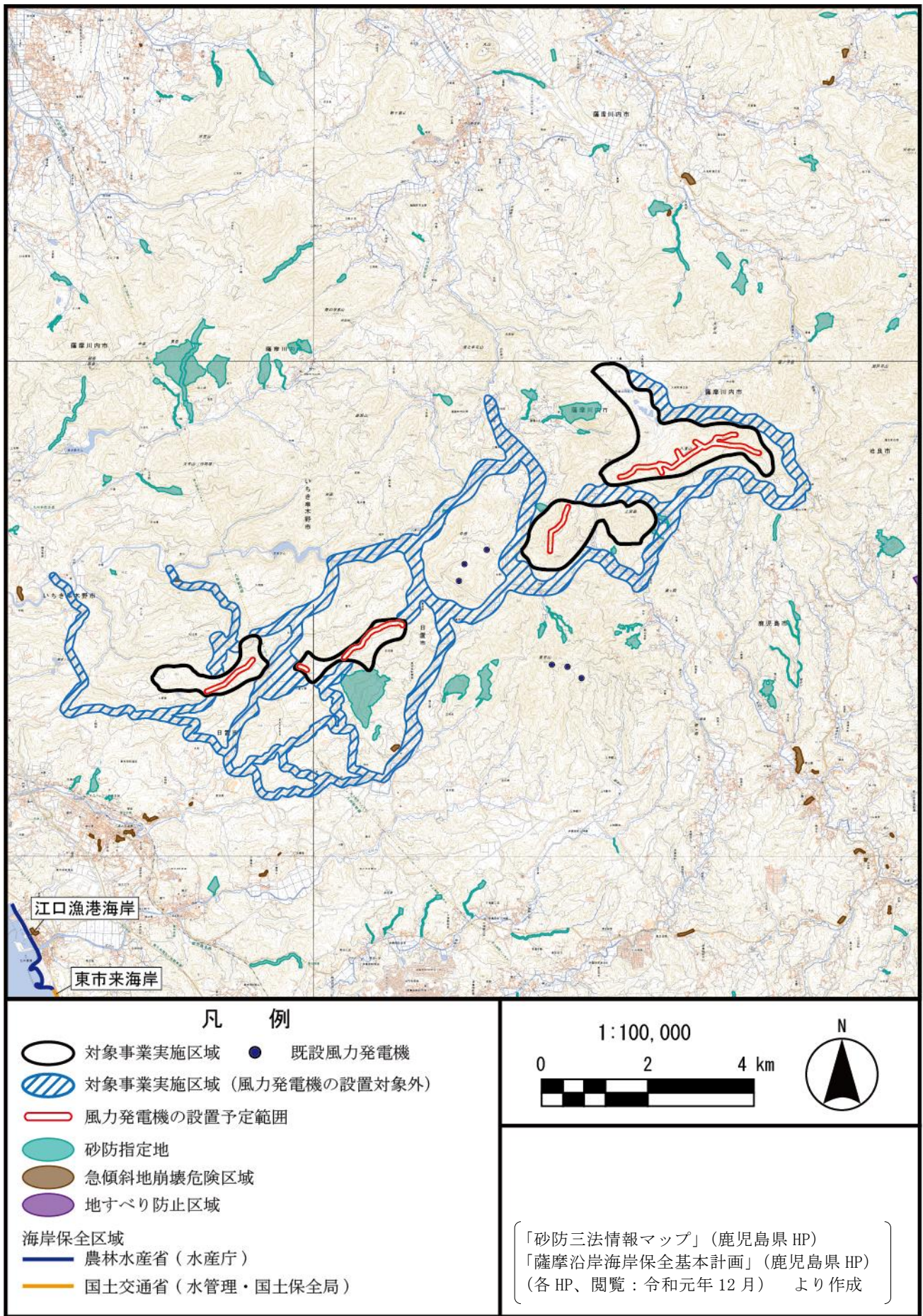


図 3.2-21 砂防指定地等の状況



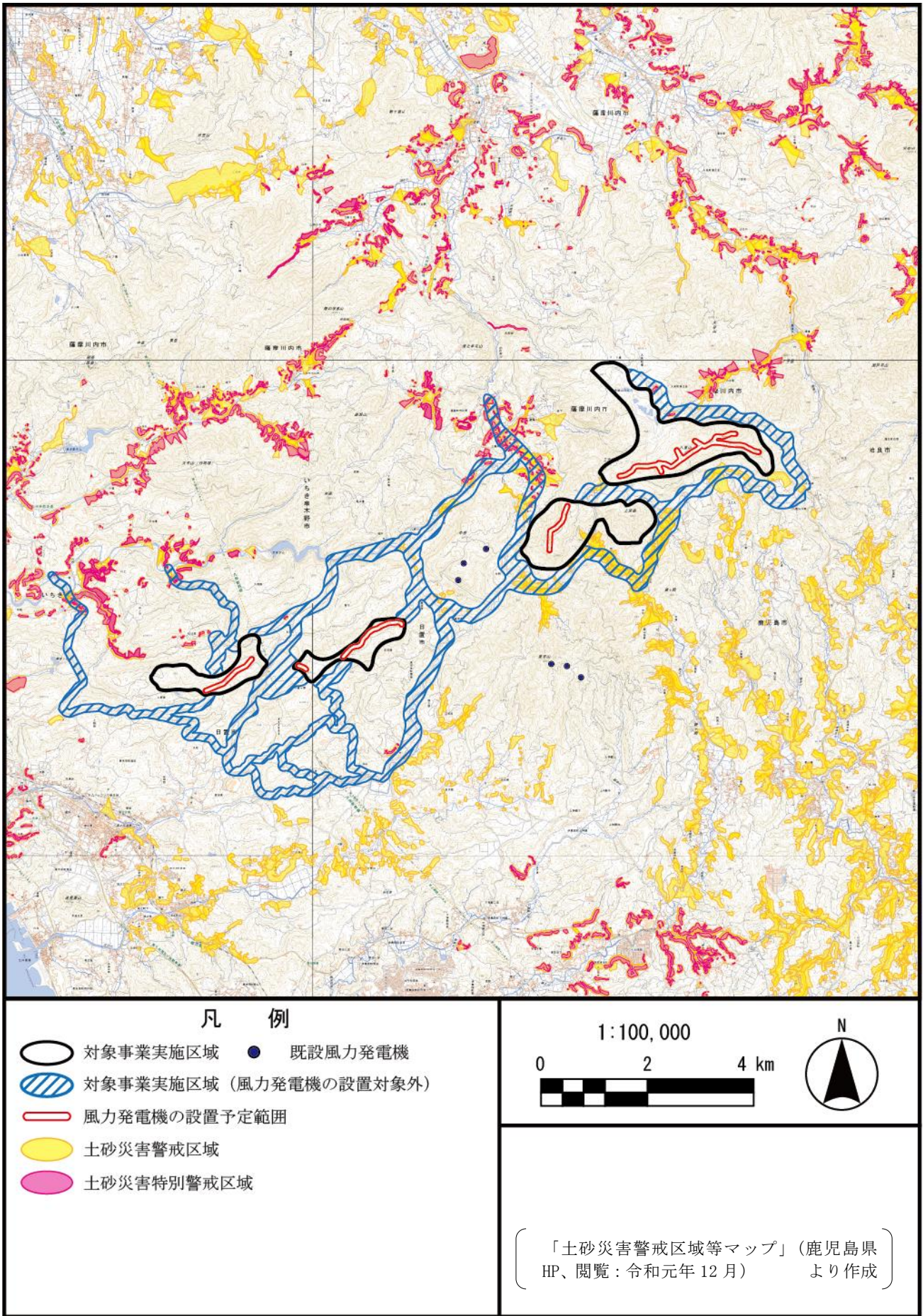


図 3.2-22 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況



### 3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-54 のとおりである。

表 3.2-54 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無						
			日置市	鹿児島市	薩摩川内市	串木野市 いちき	始良市	施区域周囲 対象事業実	対象事業 実施区域内
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○	○	○	○	×
		農業地域	○	○	○	○	○	○	○
		森林地域	○	○	○	○	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	○	○	○	○	○	○	×
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	○	○	○	○	○	○	○
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	○	○	○	○	○	×
		水質類型指定	○	○	○	○	○	○	○
	騒音規制法	規制地域	○	○	○	○	○	○	○
	振動規制法	規制地域	○	○	○	○	○	○	○
	水質汚濁防止法	指定地域	×	○	○	×	×	○	×
	悪臭防止法	規制地域	○	○	○	○	○	○	○
	土壌汚染対策法	指定区域	○	○	×	×	×	×	×
	工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×	×	×	×	×	×
自然保護	自然公園法	国立公園	×	○	×	×	○	×	×
		国定公園	×	×	○	×	×	×	×
		県立自然公園	○	×	○	○	○	○	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×	×
		県自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○	○	○	○	○
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	○	×	×	×	×	
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	○	×	×	×	×	
文化財	文化財保護法等	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	×	○	○	×
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	○	○	○	×
		市町指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	○	○	○	○
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○	○	○	○
景観	景観法	景観計画区域	×	○	○	×	×	○	○
	都市計画法	風致地区	×	○	×	×	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○	○	○	○	○
		地域森林計画の対象民有林(公有林を含む)	○	○	○	○	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	○	○	○	○	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	○	○	○	○	○
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	○	×	○	○	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	○	○	○	○	○
海岸法	海岸保全区域	○	○	○	○	○	○	×	

注：○；指定あり、×；指定なし